

戸田市障がい者総合計画

【 中間見直し 】

戸田市障がい者計画（中間見直し）
第 6 期 戸 田 市 障 がい 福 祉 計 画
第 2 期 戸 田 市 障 がい 児 福 祉 計 画

（ 素 案 ）

戸 田 市

目次

第1部 戸田市障がい者計画（中間見直し）

第1章 中間見直しにあたって	2
1 計画の背景と目的	2
2 計画の位置づけ	5
3 計画の期間	6
4 計画の対象	6
第2章 障がい者をめぐる現状と課題	7
1 障がい者をめぐる現状	7
2 アンケート調査の概要	11
3 ヒアリング調査の概要	25
第3章 計画の基本的な考え方	27
1 基本理念	27
2 基本方針	28
3 重点施策	29
4 計画の体系	31
第4章 障がい者施策の展開	33
1 情報提供・相談支援・権利擁護	33
2 障がい理解	36
3 生活支援	39
4 保健・医療	42
5 雇用・就労	44

6	防災・生活環境	46
7	情報コミュニケーション・地域活動・生涯学習等	49
8	療育・保育・教育	53

第2部 第6期戸田市障がい福祉計画・

第2期戸田市障がい児福祉計画

第5章 障害福祉サービス等の充実（障がい福祉計画） 58

1	第6期計画のポイント	58
2	第5期計画の実施状況	60
3	成果目標・活動指標	68
4	障害福祉サービス等の必要量の見込み	73

第6章 障がい児支援の充実（障がい児福祉計画） … 89

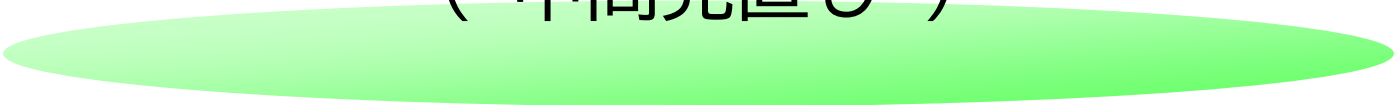
1	第2期計画のポイント	89
2	第1期計画の実施状況	89
3	成果目標・活動指標	92
4	障がい児支援の必要量の見込み	94

第7章 計画の推進に向けて … 97

1	計画の推進体制	97
2	計画の評価と見直し	98

資料編 … 99

第 1 部
戸田市障がい者計画
(中間見直し)



第1章 中間見直しにあたって

1 計画の背景と目的

(1) 障がい者福祉をめぐる動向

①障害者権利条約の締結と障がい者制度改革の動き

平成18年12月、国連総会において障害者権利条約（障害者の権利に関する条約）が締結されました。我が国もこの条約に署名しましたが、批准のためには国内法の整備と障がい者福祉制度の抜本的な改革が必要であるという声を受けて、平成22年1月から、障がい者制度改革推進会議等で新たな制度の構築に向けた議論が行われました。それらの成果も踏まえて、平成23年7月には障害者基本法が改正され、障がい者の定義に社会モデルの考え方が取り入れられるとともに、社会的障壁の除去について、合理的な配慮の必要性に関する内容が追加されました。

②障害者総合支援法の制定とその見直し

平成24年6月には、それまでの障害者自立支援法に代わって、障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）が制定されました（平成25年4月施行）。同法では、障がい者の範囲に難病等を追加することや、重度訪問介護の対象拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などの改革が行われました。同法は平成28年5月に改正され、自立生活援助や就労定着支援などのサービスの新設や、低所得の高齢障がい者が介護保険サービスを利用する際の負担軽減、障がい児支援の充実などの内容が盛り込まれ、平成30年4月から施行されています。

③障害者差別解消法の制定と障害者権利条約の批准

平成25年6月には、障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）が制定されました（平成28年4月施行）。同法は、障害者権利条約や障害者基本法の理念に基づき、障がい者を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供に関する規定が盛り込まれました。同法の成立を受けて、平成26年1月、我が国は障害者権利条約を批准し、世界で141番目の締約国・機関となりました。

④障害者文化芸術活動推進法の制定

平成30年6月には、障害者文化芸術活動推進法（障害者による文化芸術活動の推進に関する法律）が成立し、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的・計画的に推進することにより、障害者の個性と能力の発揮及び社会参加を促進することが定められました。

(2) 戸田市の取り組み

戸田市では、平成29年度に「戸田市障がい者総合計画（戸田市障がい者計画・第5期戸田市障がい福祉計画・第1期戸田市障がい児福祉計画）」を策定し、計画の基本理念である「ともに生き ともに支え合い だれもが しあわせを実感できるまち ～ 子どもから高齢者まで、すべてのライフステージを通し、障がい者が自分らしく暮らせるまち・とだ ～」の実現を目指して、障がい者施策の総合的な推進を図ってきました。

この計画のうち、第5期戸田市障がい福祉計画・第1期戸田市障がい児福祉計画が令和2年度で終了することから、戸田市障がい者計画も含めて中間見直しを行い、障がい者施策をめぐる最近の動向や、戸田市の障がい者を取り巻く現状、これまでの取り組みの成果と課題を踏まえ、今後の障がい者施策の方向性を定める計画とするために、本計画を改定することになりました。

本計画は、戸田市における今後の障がい者施策のあるべき姿と具体的な施策の方向性を示すとともに、障がい者の地域生活や社会生活を支えるための障害福祉サービス等の一層の充実及び障がい児の健やかな成長と発達を支える障がい児支援を拡充することを目的として策定するものです。中間見直しにあたっては、この間の制度改正や社会情勢の変化等を考慮し、戸田市手話言語条例に基づく施策の展開や療育・発達障がい児支援システムの推進等の取組を計画の内容に反映しました。

◆障がい者施策をめぐる最近の法制度改革

年 月	動 向	概 要
平成23年7月	障害者基本法改正	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の定義に社会モデルの考え方を導入 ・社会的障壁の除去について、合理的な配慮の必要性に関する内容を追加
平成24年6月 (平成25年4月施行)	障害者総合支援法成立	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の範囲に難病等を追加 ・重度訪問介護の対象拡大 ・グループホームの一元化
平成25年6月 (平成28年4月施行)	障害者差別解消法成立	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止 ・合理的配慮の提供について規定
平成26年1月	障害者権利条約の批准	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者差別解消法の成立等を受けて批准
平成28年5月 (平成30年4月施行)	障害者総合支援法及び 児童福祉法改正	<ul style="list-style-type: none"> ・自立生活援助や就労定着支援の新設 ・低所得の高齢障がい者の負担軽減 ・障がい児支援の強化・充実
平成30年6月 (平成30年6月施行)	障害者文化芸術活動推 進法成立	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者による文化芸術活動に特化した措置の実施 ・文化芸術の振興に関する措置における特別の配慮

2 計画の位置づけ

(1) 法的な位置づけ

「戸田市障がい者計画」は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」に位置づけられ、戸田市の障がい者施策を総合的に推進することを目的とした計画です。

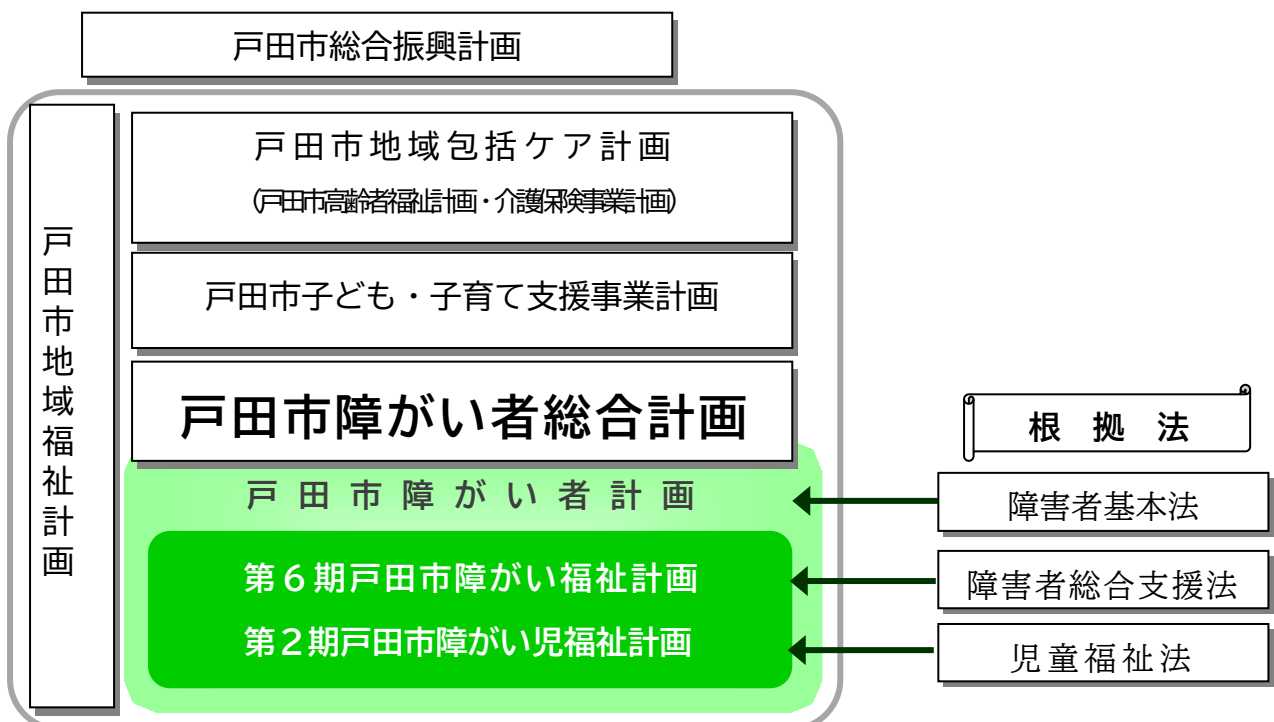
「第6期戸田市障がい福祉計画」は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」に位置づけられ、障がい者の日常生活や社会生活を総合的に支援するために、障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する数値目標や、サービスごとの必要な見込量などを定める計画です。

「第2期戸田市障がい児福祉計画」は、児童福祉法第33条第20第15項に基づく「市町村障害児福祉計画」に位置づけられ、障がい児支援の提供体制の確保と円滑な実施を図るための計画であり、「市町村障害福祉計画」と一体のものとして作成することができるものとされています。

本計画は、これら三つの計画の目的と特徴を踏まえ、各計画に必要な事項を盛り込みながら、戸田市の障がい者施策を総合的に推進していくための計画として、一体的に策定するものです。

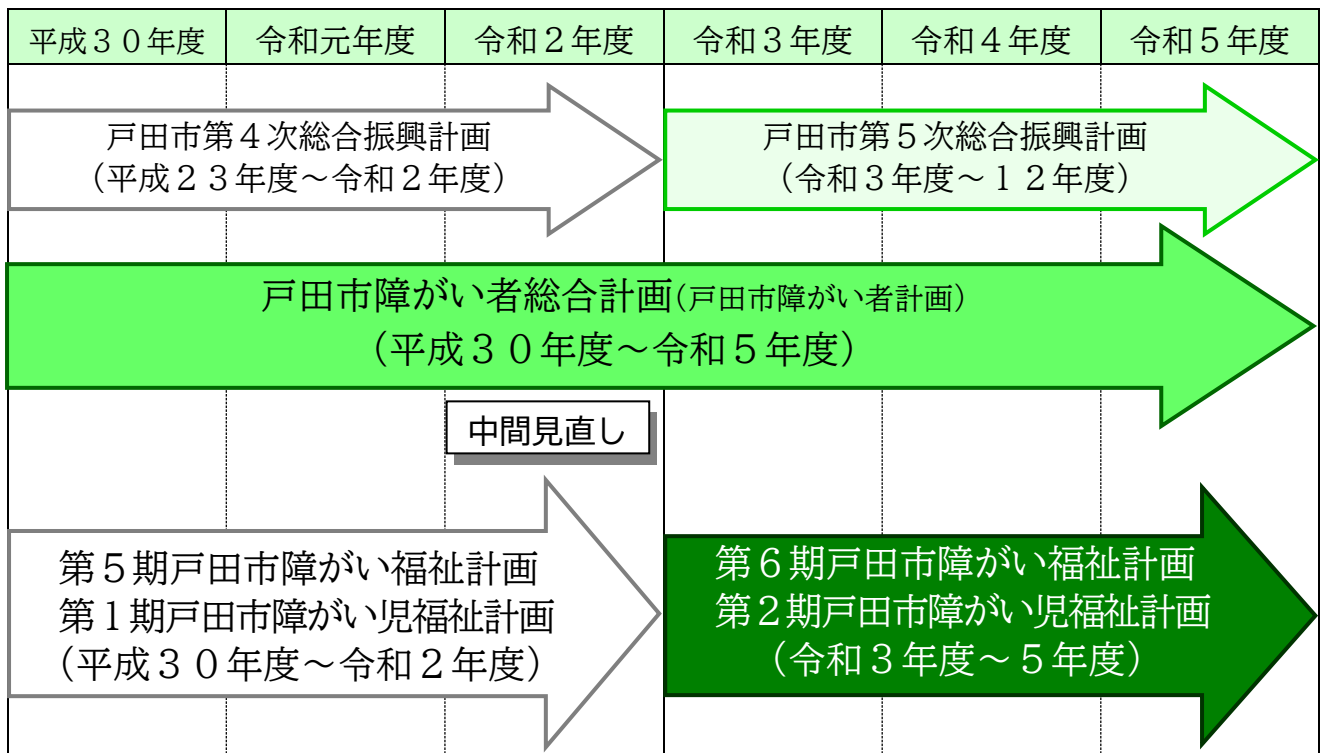
(2) 市の関連計画との関係

本計画は戸田市総合振興計画の部門別計画であり、戸田市地域福祉計画、戸田市地域包括ケア計画、戸田市子ども・子育て支援事業計画等の関連計画との連携・調整を図りながら策定・推進するものです。



3 計画の期間

戸田市障がい者総合計画は、平成30年度から令和5年度までの6年間で計画期間としますが、計画策定後の社会情勢の変化や取組の進捗状況等を踏まえて、令和2年度に中間見直しを行いました。第6期戸田市障がい福祉計画・第2期戸田市障がい児福祉計画については、令和3年度から令和5年度までの3年間で計画期間とします。



4 計画の対象

本計画の対象となる「障がい者」の定義については、障害者基本法第2条第1項の規定に基づき、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とします。高次脳機能障がい者、難病患者もこの定義の「障がい者」に含まれます。

第2章 障がい者をめぐる現状と課題

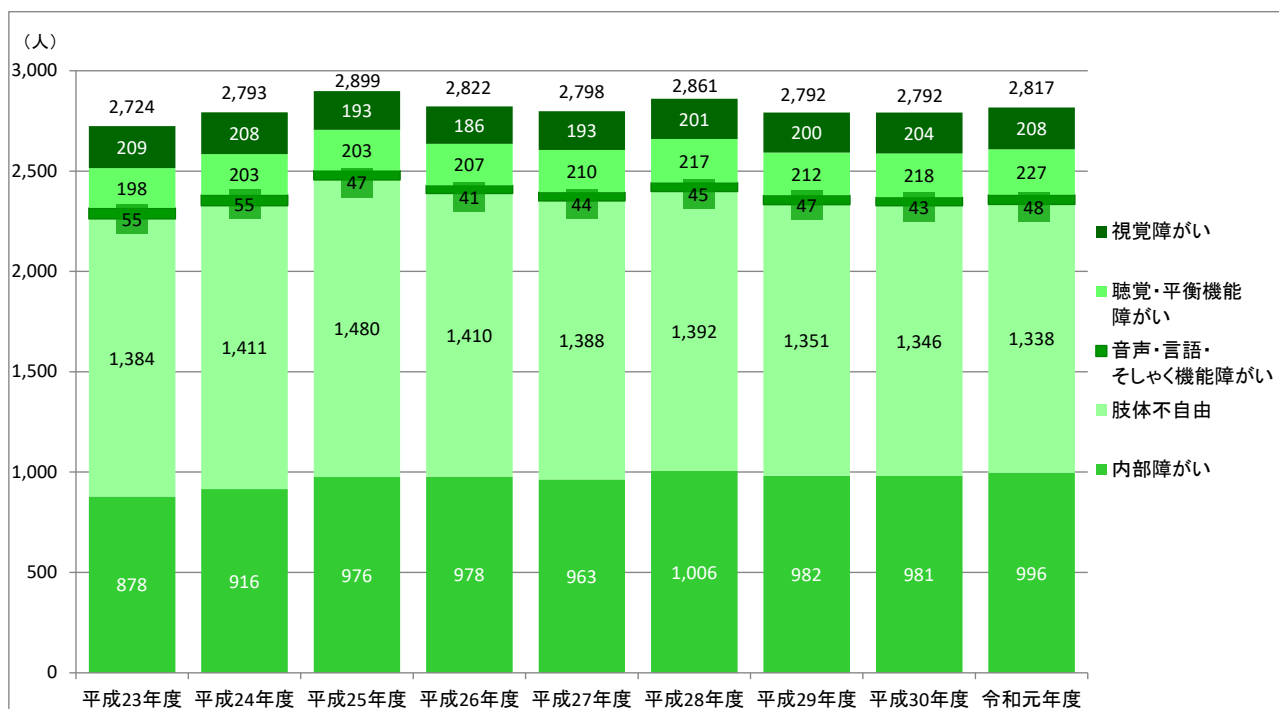
1 障がい者をめぐる現状

(1) 身体障がい者人口の推移

戸田市の身体障害者手帳所持者は、多少の増減はあるものの、概ね横ばいとなっています。令和元年度には2,817人となっており、平成23年度より3.4%増加しています。

障がいの部位別に見ると、令和元年度には肢体不自由が1,338人と最も多く、次いで内部障がいが996人となっています。

図 身体障がい者人口の推移



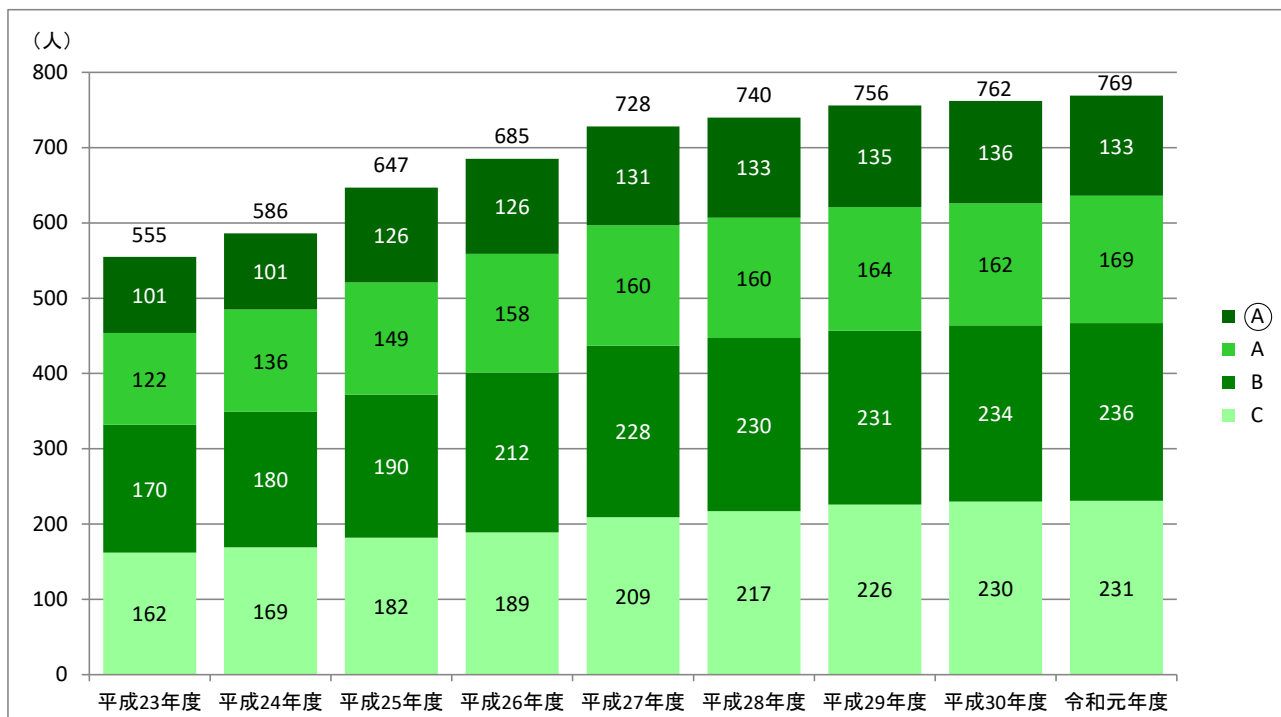
障害福祉課資料：各年度3月31日現在

(2) 知的障がい者人口の推移

戸田市の療育手帳所持者は、平成23年度以降増加傾向が続いており、令和元年度には769人と、平成23年度より38.6%増加しています。

程度別に見ると、令和元年度には「B」が236人と最も多く、次いで「C」が231人となっています。

図 知的障がい者人口の推移



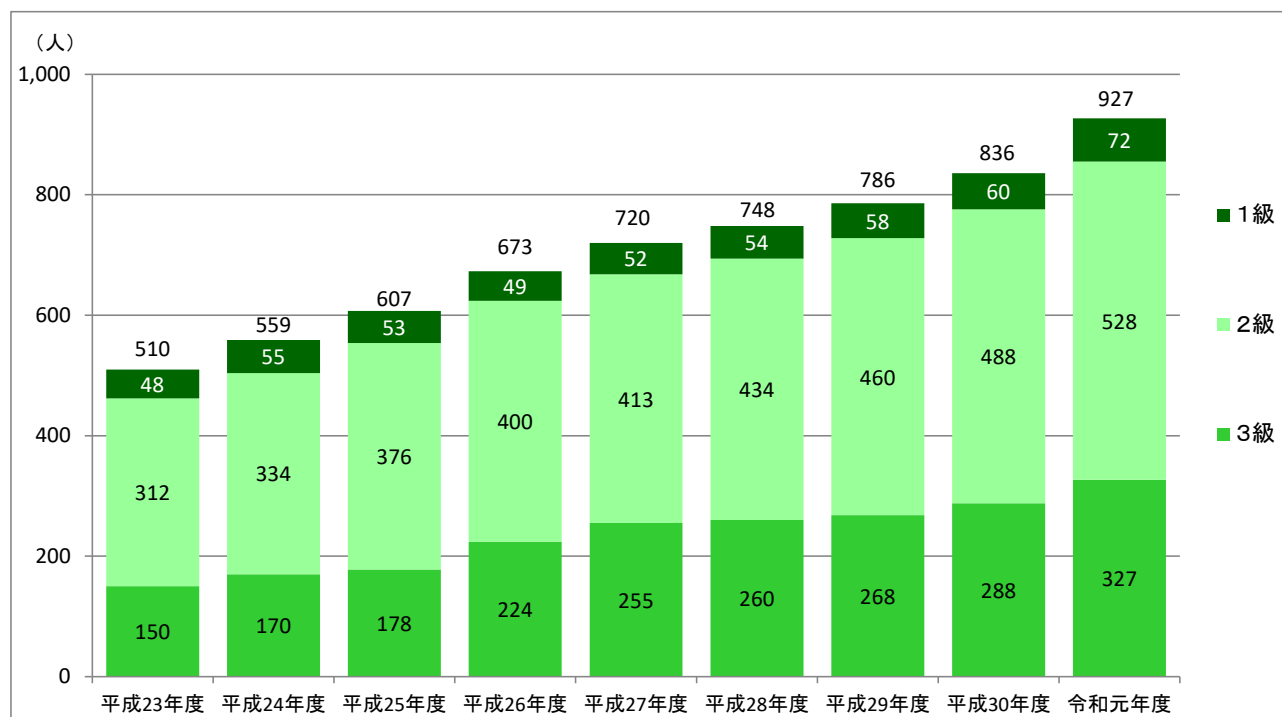
障害福祉課資料：各年度3月31日現在

(3) 精神障がい者人口の推移

戸田市の精神障害者保健福祉手帳所持者は、平成23年度以降増加傾向が続いており、令和元年度には927人と、平成23年度の約1.8倍に増加しています。

等級別に見ると、令和元年度には「2級」が528人と最も多く、次いで「3級」が327人、「1級」が72人となっています。

図 精神障がい者人口の推移

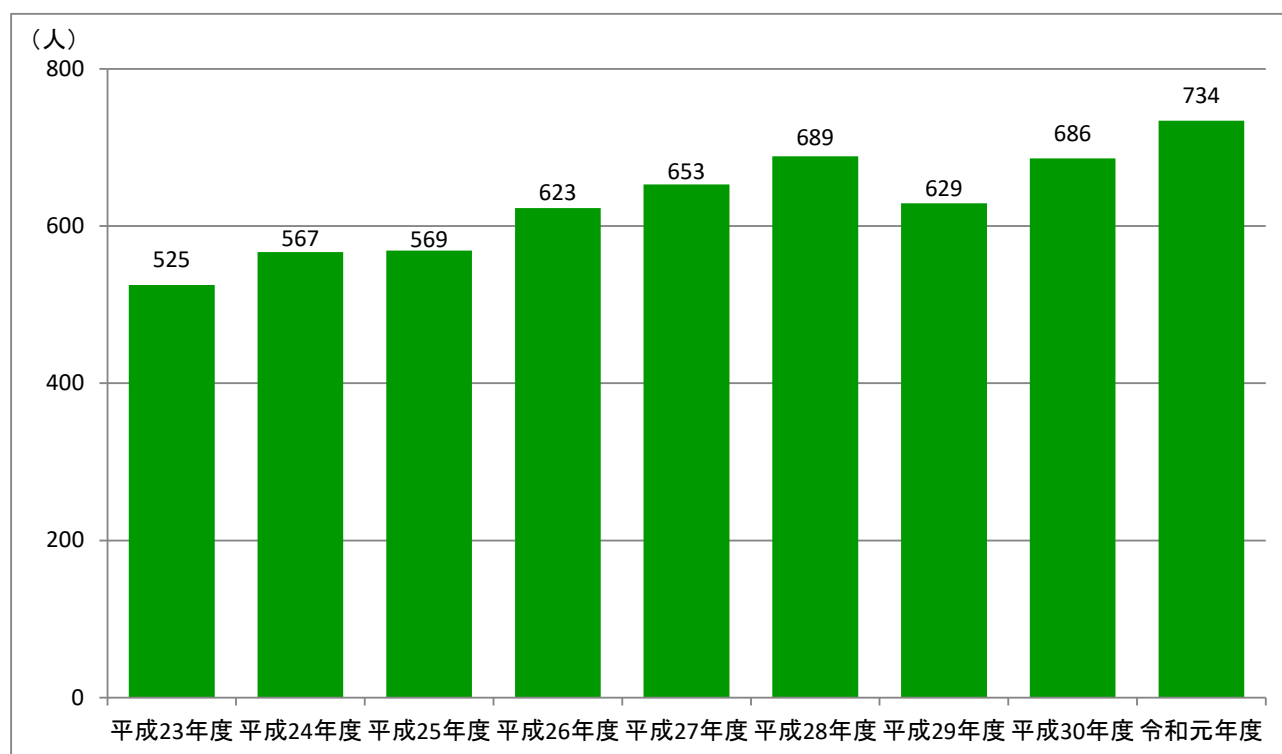


障害福祉課資料：各年度3月31日現在

(4) 難病患者数の状況

戸田市の指定難病医療給付受給者（平成25年度までは特定疾患医療給付受給者）は、多少の増減はあるものの、概ね増加傾向が続いており、令和元年度には734人となっています。

図 難病患者数の推移



川口保健所（平成29年度まで）／南部保健所（平成30年度から）資料：各年度3月31日現在

(5) 障害支援区分の状況

令和2年9月1日現在の障害支援区分認定者は472人で、身体障がい者が97人、知的障がい者が271人、精神障がい者が102人、難病患者が2人となっています。

障がい別	総数	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2	区分1
身体障がい者	97	27	10	26	21	12	1
知的障がい者	271	65	49	73	49	35	0
精神障がい者	102	2	3	18	39	39	1
難病患者	2	1	0	1	0	0	0
合計	472	95	62	118	109	86	2

2 アンケート調査の概要

(1) 調査実施の概要

①調査の目的

この調査は、令和2年度に「第6期戸田市障がい福祉計画・第2期戸田市障がい児福祉計画」の策定と合わせ、「戸田市障がい者総合計画（平成30年度～令和5年度）」の中間見直しに取り組むにあたって、その基礎資料とするために、障がいのある方やご家族の方などの日頃の生活状況やサービスの利用状況、今後の意向などを把握するために実施しました。

②調査対象と調査方法

調査の種類	調査対象	調査方法
① 18歳以上の方を対象とした調査	18歳以上で、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳が交付されている方	調査票を郵送配布し、無記名郵送方式で回収しました。
② 18歳未満の方と保護者の方を対象とした調査	18歳未満で、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳が交付されている方、また手帳を有していないが、障害児通所サービスを利用している方	
③ サービス事業者の方を対象とした調査	戸田市民に障害福祉サービス等を提供している事業者	

③調査期間

令和2年7月3日から7月20日までの期間に実施しました。

④配付・回収状況

調査の種類	配付数	回収数	白票・無効票	有効回収数	有効回収率
① 18歳以上の方を対象とした調査	2,395	1,171	14	1,157	48.3%
② 18歳未満の方と保護者の方を対象とした調査	476	252	1	251	52.7%
③ サービス事業者の方を対象とした調査	129	87	0	87	67.4%
合計	3,000	1,510	15	1,495	49.8%

(1) 18歳以上の方を対象とした調査

①ご本人について

■年齢（問2）

全体では、「50～59歳」が16.2%と最も多く、次いで「18～29歳」が13.7%、「40～49歳」が13.1%、「30～39歳」が10.1%となっています。

障がい別に見ると、身体障がいでは65歳以上の方が7割近くとなっているのに対し、知的障がいでは40歳未満の方が約7割、精神障がいでは40～59歳の方が約5割と多くなっています。

■障害者手帳の所持状況（問3）

「身体障害者手帳」が52.5%で最も多く、次いで「精神障害者保健福祉手帳」が30.1%、「療育手帳」が17.9%となっています。

■身体障がいの種類（問4）

「内部障がい」が34.7%で最も多く、次いで「肢体不自由（下肢）」が28.5%、「肢体不自由（上肢）」が11.2%、「聴覚・平衡機能障がい」が11.0%、「視覚障がい」が9.4%、「肢体不自由（体幹）」が7.2%、「音声・言語・そしゃく機能障がい」が4.3%となっています。

■疾患や障がいの種類（問5）

全体では、「慢性疾患（糖尿病・心臓疾患など）」が20.2%で最も多く、次いで「気分障がい（うつ病・躁うつ病など）」が16.3%、「発達障がい」が14.8%、「統合失調症」が11.7%となっています。

障がい別に見ると、知的障がいでは「発達障がい」、精神障がいでは「気分障がい（うつ病・躁うつ病など）」が最も多くなっています。

②医療や介助の状況について

■医療機関の受診状況（問6）

全体では、「通院している」が63.9%で最も多く、次いで「受診していない」が24.6%、「その他」が4.5%、「入院している」が1.8%となっています。

障がい別に見ると、精神障がいで「通院している」が特に多くなっています。

■医療に関して困っていること（問7）

全体では、「障がいが重くなったり病状が進むこと」が22.6%で最も多く、次いで「医療機関が家の近くにない」が12.3%、「医療について気軽に相談できる場がない」が10.7%、「医療費の負担が大きい」が10.1%となっています。

障がい別に見ると、知的障がいでは「医療機関が家の近くにない」が最も多くなっています。

■介助が必要なこと（問8）

全体では、「介助は必要としていない」が36.4%で最も多く、次いで「食事をつくる」が26.3%、「外出する」が26.2%、「お金を管理する」が25.2%となっています。

障がい別に見ると、知的障がいでは「お金を管理する」が最も多く、「お金を管理する」「食事をつくる」「薬を飲んだり管理する」「コミュニケーションをとる（読み書き・電話など）」が他の障がいと比較して多くなっています。

■介助者が困っていること（問10）

全体では、「将来の見通しに不安がある」が47.0%で最も多く、次いで「精神的な負担が大きい」が32.9%、「緊急時の対応に不安がある」が32.6%、「介助者自身の健康に不安がある」が29.7%となっています。

障がい別に見ると、知的障がいでは「将来の見通しに不安がある」、精神障がいでは「将来の見通しに不安がある」「精神的な負担が大きい」が他の障がいと比較して多くなっています。

③住まいや暮らしについて

■同居家族（問12）

全体では、「配偶者」が39.0%で最も多く、次いで「母親」が27.1%、「子ども」が23.0%、「父親」が21.0%となっています。

障がい別に見ると、知的障がいや精神障がいでは「母親」が最も多くなっています。

■地域生活の希望（問13）

全体では、「今のまま生活したい」が30.6%で最も多く、次いで「家族と一緒に生活したい」が25.0%、「わからない」が16.7%となっています。

障がい別に見ると、知的障がいでは「今のまま生活したい」が100%となっています。

■地域生活のために必要な支援（問14）

全体では、「経済的な負担の軽減」が47.2%で最も多く、次いで「障がい者に適した住居の確保」が41.7%、「相談対応などの充実」が38.9%、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が33.3%となっています。

障がい別に見ると、知的障がいでは「障がい者に適した住居の確保」が最も多くなっています。

■地域活動・文化芸術活動等への参加状況と参加意向（問15）

参加状況についてみると、全体では、「地域の行事やお祭り」が12.1%で最も多く、次いで「スポーツ・運動に関する活動」が8.0%、「趣味・レクリエーションに関する活動」が7.6%、「障がい者団体の活動」が7.3%となっています。

障がい別に見ると、知的障がいでは「障がい者団体の活動」が多くなっています。

参加意向について見ると、全体では、「趣味・レクリエーションに関する活動」が20.5%

で最も多く、次いで「地域の行事やお祭り」が17.4%、「スポーツ・運動に関する活動」が16.2%、「生涯学習活動」が11.8%となっています。

障がい別に見ると、知的障がいでは「地域の行事やお祭り」がやや多くなっています。

④外出について

■外出の頻度（問16）

全体では、「ほとんど毎日」が37.2%で最も多く、次いで「週に3～5日くらい」が26.6%、「週に1～2日くらい」が14.3%、「あまり外出しない」が13.4%となっています。

疾患や障がいの種類別に見ると、難病（特定疾患）や高次脳機能障がいでは「あまり外出しない」がやや多くなっています。

■外出するとき困っていること（問18）

全体では、「困ったときどうすればいいか不安」が18.2%で最も多く、次いで「交通費の負担」が13.0%、「休憩場所がない」が11.8%となっています。

障がい別に見ると、身体障がいでは、「建物の段差・階段・設備が障がいに配慮されていない」「歩道や道路の段差や幅が障がいに配慮されていない」が多くなっています。

⑤就労について

■日中の過ごし方（問19）

全体では、「一般就労をしている（パート・アルバイト）」が13.4%で最も多く、次いで「一般就労をしている（正職員）」が10.1%、「福祉的就労をしている（就労継続支援A型・B型など）」が8.7%、「福祉的就労以外の通所施設（日中活動の場）に通っている」が6.7%となっています。

障がい別に見ると、知的障がいでは「福祉的就労をしている（就労継続支援A型・B型など）」が最も多くなっています。

■仕事をする上で困っていること（問20）

全体では、「給与・工賃などが少ない」が21.9%で最も多く、次いで「職場の人間関係」が20.2%、「精神的な負担が大きい」が18.9%、「身体的な負担が大きい」が13.9%となっています。また、「特になし」は42.1%でした。

障がい別に見ると、身体障がいでは「身体的な負担が大きい」、精神障がいでは「精神的な負担が大きい」が最も多くなっています。

■一般就労するために必要なこと（問22）

全体では、「職場での良好な人間関係」が37.2%で最も多く、次いで「職場の障がい理解の促進」が33.6%、「障がいに対応した柔軟な勤務形態」が33.1%、「障がい特性に合った職業・雇用の拡大」が31.3%となっています。

障がい別に見ると、身体障がいでは「障がいに対応した柔軟な勤務形態」が最も多くなって

います。

⑥サービス利用について

■訪問系サービスの利用状況・利用意向（問24）

利用状況を見ると、「行動援護」が6.5%で最も多く、次いで「居宅介護（ホームヘルプ）」が4.7%、「自立生活援助」が4.6%、「同行援護」が1.6%となっています。

利用意向を見ると、「自立生活援助」が21.3%で最も多く、次いで「居宅介護（ホームヘルプ）」が16.9%、「行動援護」が16.0%、「重度訪問介護」が12.6%となっています。障害別に見ると、知的障がいでは「行動援護」の利用意向が多くなっています。

■日中活動系サービスの利用状況・利用意向（問24）

利用状況を見ると、「生活介護」が7.2%で最も多く、次いで「短期入所（ショートステイ）」が6.2%、「就労継続支援（B型）」が5.9%、「就労定着支援」が4.4%となっています。

利用意向を見ると、「短期入所（ショートステイ）」が20.6%で最も多く、次いで「自立訓練（機能訓練、生活訓練）」が19.4%、「就労定着支援」が17.1%、「生活介護」が16.8%となっています。

障がい別に見ると、精神障がいでは「就労移行支援」「就労定着支援」の利用意向が多くなっています。

■居住系サービスの利用状況・利用意向（問24）

利用状況を見ると、「共同生活援助（グループホーム）」は4.2%、「施設入所支援」は1.2%となっています。

利用意向を見ると、「共同生活援助（グループホーム）」は16.4%、「施設入所支援」は11.2%となっています。

障がい別に見ると、知的障がいでは「共同生活援助（グループホーム）」「施設入所支援」のいずれも、他の障がいと比較して利用意向が多くなっています。

■その他サービスの利用状況・利用意向（問24）

利用状況を見ると、「自立支援医療（精神通院）」が27.6%で最も多く、次いで「補装具」が11.4%、「自立支援医療（更生医療）」が11.1%となっています。

利用意向を見ると、「自立支援医療（精神通院）」が32.3%で最も多く、次いで「自立支援医療（更生医療）」が24.9%、「補装具」が20.9%となっています。

障がい別に見ると、身体障がいでは「補装具」、精神障がいでは「自立支援医療（精神通院）地域活動支援センター」の利用意向が多くなっています。

■地域生活支援事業の利用状況・利用意向（問24）

利用状況を見ると、「移動支援」が8.3%で最も多く、次いで「地域活動支援センター」が3.1%、「日中一時支援事業」が1.7%、「意思疎通支援事業」が1.0%となっています。

利用意向を見ると、「移動支援」が19.8%で最も多く、次いで「地域活動支援センター」が19.2%、「日中一時支援事業」が15.8%、「意思疎通支援事業」が5.2%となっています。障がい別に見ると、精神障がいでは「地域活動支援センター」の利用意向が最も多くなっています。

■サービス利用に関して困っていること（問25）

全体では、「サービスに関する情報が少ない」が22.1%で最も多く、次いで「誰に相談すればよいかわからない」が19.3%、「サービス利用の手続きが大変」が15.2%、「自分に必要なサービスがない」が8.7%となっています。

障がい別に見ると、精神障がいでは「誰に相談すればよいかわからない」が最も多くなっています。

⑦相談・情報について

■地域生活のために必要な支援（問27）

「災害時の受け入れ先」が25.8%で最も多く、次いで「将来の経済的なことに関する相談先」が24.1%、「障がいに関する相談先」が18.8%、「働くことに関する相談先」が16.7%となっています。「特になし」は36.4%でした。

障がい別に見ると、精神障がいでは「将来の経済的なことに関する相談先」が最も多く、「働くことに関する相談先」が他の障がいと比較して多くなっています。

■日常生活で困っていること（問28）

全体では、「将来に不安がある」が39.5%で最も多く、次いで「健康状態に不安がある」が30.9%、「経済的に不安がある」が28.6%、「緊急時の対応に不安がある」が27.7%となっています。

障がい別に見ると、知的障がいでは「日常生活に必要なことを判断したり、決めたりすることができない」、精神障がいでは「経済的に不安がある」が他の障がいと比較して多くなっています。

■困ったときの相談先（問29）

全体では、「同居の家族」が56.0%で最も多く、次いで「別居の家族・親族」が23.8%、「医療関係者」が17.8%、「友人・知人（健常者）」が14.4%となっています。

障がい別に見ると、知的障がいでは「相談支援事業所（わかば・つばさ・ひかりなど）」「福祉施設の職員」、精神障がいでは「医療関係者」が他の障害と比較して多くなっています。

■福祉情報の入手先（問30）

全体では、「広報戸田市」が36.4%で最も多く、次いで「市役所」が21.4%、「医療機関」が15.0%となっています。

障がい別に見ると、知的障がいでは「相談支援事業所（わかば・つばさ・ひかりなど）」が

他の障がいと比較して多くなっています。

⑧権利擁護・障がい理解について

■差別や人権侵害を感じること（問32）

全体では、「仕事を探すとき」が12.3%で最も多く、次いで「まちなか」が8.3%、「家族・親戚づきあい」が8.2%、「学校・職場」が6.8%となっています。

障がい別に見ると、知的障がいでは「まちなか」が最も多く、精神障がいでは「仕事を探すとき」「家族・親戚づきあい」が他の障がいと比較して多くなっています。

■障害者差別解消法の認知状況（問33）

全体では、「名前も内容も知らなかった」が61.8%で最も多く、次いで「名前を聞いたことがあるが、内容は知らなかった」が16.9%、「名前も内容も知っていた」が10.5%となっています。障がい別の結果もほぼ同様の傾向でした。

■差別を確認したときの相談先（問34）

全体では「同居の家族」が43.6%で最も多く、次いで「別居の家族・親族」が18.9%、「医療関係者」が13.5%となっています。

障がい別に見ると、知的障がいでは「相談支援事業所（わかば・つばさ・ひかりなど）」が多くなっています。

■成年後見制度の認知状況（問36）

全体では、「名前も内容も知らなかった」が34.1%で最も多く、次いで「名前も内容も知っていた」が31.3%、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らなかった」が24.8%となっています。障がい別の結果もほぼ同様の傾向でした。

⑨災害について

■災害時不安を感じること（問40）

全体では、「薬や医療的ケアを確保できるか不安」が43.6%で最も多く、次いで「ひとりでは避難できない」が34.2%、「避難所で他の人と一緒に過ごすのが難しい」が28.4%、「自宅や避難所で必要な介助や支援を受けられるか不安」が26.0%となっています。

障がい別に見ると、知的障がいでは「ひとりでは避難できない」「自分では助けを呼ぶことができない」が他の障がいと比較して多くなっています。

(2) 18歳未満の方と保護者の方を対象とした調査

①ご本人について

■年齢（問2）

全体では、「6～8歳」が24.7%で最も多く、次いで「3～5歳」21.9%、「9～11歳」20.7%、「12～14歳」14.7%となっています。

障がい別に見ると、身体障がいでは「0～2歳」が多くなっています。

■障害者手帳の所持状況（問3）

「療育手帳」が49.0%で最も多く、次いで「身体障害者手帳」15.5%、「精神障害者保健福祉手帳」9.2%となっています。「手帳は持っていない」は34.7%でした。

■身体障がいの種類（問4）

「肢体不自由（体幹）」が51.3%で最も多く、次いで「肢体不自由（下肢）」48.7%、「肢体不自由（上肢）」43.6%、「内部障がい」15.4%となっています。

■疾患や障がいの種類（問5）

全体では、「発達障がい」が62.5%で最も多く、次いで「難病（特定疾患）」5.6%、「慢性疾患（糖尿病・心臓疾患など）」3.6%、「高次脳機能障がい」2.0%となっています。

障がい別に見ると、身体障がいで「慢性疾患（糖尿病・心臓疾患など）」「難病（特定疾患）」「高次脳機能障がい」がやや多くなっています。

②医療や介助の状況について

■医療機関の受診状況（問6）

全体では、「通院している」が64.5%で最も多く、次いで「受診していない」が29.9%、「その他」が3.6%、「自宅で往診を受けている」が0.4%となっています。

障がい別に見ると、身体障がいでは「通院している」が多くなっています。

■医療に関して困っていること（問7）

全体では、「医療機関が家の近くにない」が28.3%で最も多く、次いで「障がいについての専門の医療機関がない」が16.3%、「医療について気軽に相談できる場がない」が14.3%、「障がいが重くなったり病状が進むこと」が8.8%となっています。「特になし」は37.1%でした。

障がい別に見ると、身体障がいでは「十分なりハビリテーションが受けられない」が多くなっています。

■介助が必要なこと（問8）

全体では、「お金を管理する」が51.8%で最も多く、次いで「外出する」が51.0%、「薬を飲んだり管理する」が50.2%、「コミュニケーションをとる（読み書き・電話など）」

が47.0%となっています。

障がい別に見ると、身体障がいでは「食事をする」「排せつをする」「入浴する」が多く、日常生活動作に関する項目が上位となっています。

③住まいや暮らしについて

■同居家族（問12）

全体では、「母親」が94.6%で最も多く、次いで「父親」が87.1%、「兄弟姉妹」が64.6%、「その他の親族」が8.3%となっています。障がい別の結果もほぼ同様の傾向でした。

④外出について

■外出の頻度（問14）

全体では、「ほとんど毎日」が80.5%で最も多く、次いで「週に3～5日くらい」が13.9%、「週に1～2日くらい」が2.0%、「月に1～3日くらい」が0.8%となっています。障がい別の結果もほぼ同様の傾向でした。

■外出するとき困っていること（問16）

全体では、「困ったときどうすればいいか不安」が25.1%で最も多く、次いで「多動やこだわりのため、安全確保などが難しい」が20.3%、「トイレの利用」が15.5%となっています。「特になし」は29.5%でした。

障がい別に見ると、身体障がいでは「トイレの利用」が最も多く、「建物の段差・階段・設備が障がいに配慮されていない」「歩道や道路の段差や幅が障がいに配慮されていない」が多くなっています。

⑤療育・教育について

■日中通っているところ（問17）

全体では、「小学校（特別支援学級）」が17.5%で最も多く、次いで「療育施設（3以外の児童発達支援施設）」が16.3%、「小学校（通常学級）」「特別支援学校（小学部）」がいずれも13.9%となっています。

障がい別に見ると、身体障がい、知的障がいでは「特別支援学校（小学部）」が最も多くなっています。

■療育や教育について困っていること（問18）

全体では、「学校教育修了後の進路に不安がある」が54.2%で最も多く、次いで「今後の学校選択で迷っている」が38.6%、「療育や教育に関する情報が少ない」が35.9%、「通学（送り迎え）が大変である」が25.5%となっています。

障がい別に見ると、身体障がいで「通学（送り迎え）が大変である」が多くなっています。

■一般就労するために必要なこと（問22）

全体では、「障がい特性に合った職業・雇用の拡大」が75.3%で最も多く、次いで「職場の障がい理解の促進」が73.7%、「職場での良好な人間関係」が68.5%、「学校での職業教育や進路指導の充実」が65.7%となっています。障がい別の結果もほぼ同様の傾向でした。

⑥サービス利用について

■障がい児支援のためのサービスの利用状況・利用意向（問24）

利用状況を見ると、「放課後等デイサービス」が51.4%で最も多く、次いで「児童発達支援」が29.9%、「保育所等訪問支援」が5.2%、「医療型児童発達支援」が4.8%となっています。

利用意向を見ると、「放課後等デイサービス」が74.9%で最も多く、次いで「児童発達支援」が47.4%、「医療型児童発達支援」が30.7%、「保育所等訪問支援」が17.9%となっています。障がい別の結果もほぼ同様の傾向でした。

■サービス利用に関して困っていること（問25）

全体では、「サービスに関する情報が少ない」が52.2%で最も多く、次いで「サービス利用の手続きが大変」が28.3%、「誰に相談すればよいかわからない」が26.7%、「希望に合った事業者が見つからない」が19.1%となっています。障がい別の結果もほぼ同様の傾向でした。

⑦相談・情報について

■日常生活で困っていること（問27）

全体では、「将来に不安がある」が60.6%で最も多く、次いで「緊急時の対応に不安がある」が36.3%、「日常生活に必要なことを判断したり、決めたりすることができない」が33.9%、「身の回りのことが十分できない」が33.5%となっています。

障がい別に見ると、身体障がいでは「緊急時の対応に不安がある」、知的障がいでは「日常生活に必要なことを判断したり、決めたりすることができない」が多くなっています。

■困ったときの相談先（問28）

全体では、「同居の家族」が74.9%で最も多く、次いで「学校・幼稚園・保育所の教職員」が54.6%、「別居の家族・親族」が36.7%、「友人・知人（健常者）」が32.3%となっています。障がい別の結果もほぼ同様の傾向でした。

⑧権利擁護・障がい理解について

■差別や人権侵害を感じること（問31）

全体では、「まちなか」が22.7%で最も多く、次いで「学校・療育・保育の場」が21.5%、「商業施設」が11.2%、「住んでいる地域や地域活動」が8.0%となっています。障がい別の結果もほぼ同様の傾向でした。

■障害者差別解消法の認知状況（問32）

全体では、「名前も内容も知らなかった」が56.2%で最も多く、次いで「名前も内容も知っていた」が25.9%、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らなかった」が16.7%となっています。障がい別の結果もほぼ同様の傾向でした。

■差別を確認したときの相談先（問33）

全体では、「同居の家族」が78.1%で最も多く、次いで「別居の家族・親族」が30.3%、「友人・知人（健常者）」が23.5%、「相談支援事業所（わかば・つばき・ひかりなど）」が15.9%となっています。障がい別の結果もほぼ同様の傾向でした。

■成年後見制度の認知状況（問35）

全体では、「名前も内容も知っていた」が47.4%で最も多く、次いで「名前も内容も知らなかった」が28.7%、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らなかった」が23.1%となっています。障がい別の結果もほぼ同様の傾向でした。

⑨災害について

■災害時不安に感じる事（問39）

全体では、「ひとりでは避難できない」が62.9%で最も多く、次いで「自分では助けを呼ぶことができない」が51.0%、「避難所で他の人と一緒に過ごすのが難しい」が42.2%、「自宅や避難所で必要な介助や支援を受けられるか不安」が40.2%となっています。

障がい別に見ると、身体障がいでは「薬や医療的ケアを確保できるか不安」が多くなっています。

（3）サービス事業者の方を対象とした調査

①事業運営について

■提供しているサービス（問2）

「放課後等デイサービス」が31.0%で最も多く、次いで「居宅介護」が28.7%、「移動支援」が20.7%、「重度訪問介護」が19.5%となっています。

■経営上の問題（問5）

「職員の確保が難しい」が70.1%で最も多く、次いで「事務作業量が多い」が32.2%、「収益の確保が難しい」が27.6%、「職員のスキル向上が難しい」が26.4%となっています。

②職員について

■職員の充足状況（問6）

「やや不足している」が57.5%で最も多く、次いで「適正である」が17.2%、「非常に不足している」が14.9%、「やや余裕がある」が10.3%となっています。

■人材確保のための取り組み（問7）

「求人広告などの掲載」が75.9%で最も多く、次いで「人からの紹介」が47.1%、「ホームページでの広報」が43.7%、「資格取得にかかる費用の助成など人材育成制度の充実」が29.9%となっています。

③サービスの提供について

■サービス提供上の問題（問9）

「変更やキャンセルが多い」が33.3%で最も多く、次いで「量的に、利用者の希望通りに提供できていない」「困難事例への対応が難しい」がいずれも27.6%、「休日や夜間の対応が難しい」が19.5%となっています。

■サービス利用についての相談や苦情（問10）

「利用日などが希望通りにならない」が25.3%で最も多く、次いで「利用できる回数や日数が少ない」が20.7%、「利用できるサービスが分かりにくい」が18.4%、「市役所での手続きが大変」が13.8%となっています。

■新規サービスへの参入予定（問12）

「共同生活援助（グループホーム）」「保育所等訪問支援」がいずれも9.2%で最も多く、次いで「就労継続支援（B型）」「相談支援事業」「放課後等デイサービス」がいずれも8.0%となっています。

■日中サービス支援型共同生活援助サービスへの新規参入について（問13）

「現時点では何とも言えない」が50.6%で最も多く、次いで「参入の可能性はない」が26.4%、「制度の内容や条件等によっては参入を検討する可能性がある」が13.8%、「その他」が5.7%となっています。「具体的に参入を検討したい」という回答は0.0%でした。

■新規参入の課題（問14）

「新たな職員の確保」が79.3%で最も多く、次いで「障がいに対応できる職員の能力育成」が52.9%、「収益性の確保」が51.7%、「新規サービスのノウハウの獲得」が44.8%となっています。

■障がい者施策について期待すること（問15）

「福祉人材の確保の推進」が65.5%で最も多く、次いで「事務手続きの簡素化」が58.6%、「障がい者の経済的負担の軽減」が33.3%、「福祉的就労における工賃の向上」が29.9%となっています。

◆アンケート調査結果から見た今後の課題

①地域生活支援体制の整備

「介助者が困っていること（18歳以上調査・問10）」を見ると、「将来の見通しに不安がある」が半数近くと最も多くなっており、いわゆる「親亡き後」など、家族等が介助できなくなったときの不安が大きいことが伺えます。また、「日常生活で困っていること（18歳以上調査・問28）」でも、「将来に不安がある」が約4割と最も多くなっており、障がいのある方本人も同様に不安を抱えていることがわかります。

地域生活支援拠点の構築等を通じて、障がいのある方の地域生活を支える体制を整備することが必要とされています。

②サービスに関する情報提供の強化と相談窓口の明確化

「サービスの利用状況・利用意向（18歳以上調査・問24）」を見ると、多くのサービスで「現在利用している」という回答よりも「今後利用したい」という回答の方が多くなっています。一方で、「サービス利用に関して困っていること（18歳以上調査・問25）」では、「サービスに関する情報が少ない」「誰に相談すればよいかわからない」がそれぞれ2割前後と多くなっており、サービスを利用したくてもどのようなサービスがあり、どうすれば利用できるのかわからない方が多いことが伺えます。

基幹相談支援センターの設置の検討と合わせて、必要な人に必要な情報が届くような仕組みの強化と、相談窓口の明確化を図ることが必要とされています。

③情報提供の充実と医療機関との連携強化

「福祉情報の入手先（18歳以上調査・問30）」を見ると、「広報戸田市」が4割近くと最も多くなっており、情報提供において一定の役割を果たしていることが伺えます。一方で、広報からの情報を得ていない方もいることから、多様な媒体を通じた情報提供の充実も必要とされています。精神障がいでは、「市役所」「医療機関」も多くなっており、精神障がいに対応した地域包括ケアシステムを構築する上で医療機関との連携強化が重要となっています。

④進路や将来についての不安の解消

18歳未満の方と保護者の方に「療育や教育について困っていること（18歳未満調査・問18）」を伺ったところ、「学校教育修了後の進路に不安がある」が半数あまり、「今後の学校選択で迷っている」が4割近くと多くなっており、進路や将来への不安が大きいことが伺えます。

本人や保護者が安心して進路を決められるように支援していくとともに、学校卒業後、本人の希望や適性に合った仕事や活動ができるように、就労や日中活動の場を確保していくことが必要とされています。

⑤地域活動・文化芸術活動等への参加促進

「地域活動・文化芸術活動等への参加状況・参加意向（18歳以上調査・問15）」を見ると、何らかの活動に参加しているという回答は2割あまりだったのに対し、参加したいという回答は4割近くに上っており、参加したいのに参加できていない方が多くいることが伺えます。

活動内容の多様化や、より参加しやすい環境を整えることで、参加者を増やしていくことが期待できます。

⑥災害時の支援の必要性

「地域生活のために必要な支援（18歳以上調査・問27）」を見ると、「災害時の受け入れ先」が3割近くと最も多くなっており、地域生活を送る上で災害時の支援に対するニーズが大きいことが伺えます。「災害時不安に感じること（18歳以上調査・問40）」を見ると、「薬や医療的ケアを確保できるか不安」が4割あまりと最も多くなっています。内部障がいや精神障がいのある方、医療的ケアを必要とする方等が、災害時の医療的な支援を特に必要としていることが伺えます。

⑦差別解消・権利擁護に関する周知の強化

障害者差別解消法（18歳以上調査・問33）については「名前も内容も知らなかった」が6割以上で最も多く、一方成年後見制度（18歳以上調査・問36）」については、「名前も内容も知っていた」が5割弱で最も多くなっています。両制度は障がいの者の差別解消・権利擁護に関する重要な制度であるため、今後さらなる周知が必要ですが、特に障害者差別解消法については周知度が低く、これまで実施してきた心と情報のバリアフリーや各出前講座等では当事者や当事者家族等に情報を届けられていない可能性があり、今後の周知方法を検討していく必要があります。

⑧障がい福祉人材の確保

サービス事業者の方に「経営上の問題（事業者調査・問5）」を伺ったところ、「職員の確保が難しい」が約7割と他の回答を引き離して多くなっています。「職員の充足状況（事業者調査・問6）」を見ると、「非常に余裕がある」という回答はなく、「やや余裕がある」が約1割であるのに対し、「やや不足している」「非常に不足している」は合わせて7割あまりに上っており、障がい福祉の現場で人材不足が深刻であることが伺えます。

障がいのある方に質の高いサービスを提供するためには、専門性の高い人材の確保が不可欠です。障がい福祉の現場が働き甲斐のある魅力的な職場であることを周知するとともに、サービス事業者の人材確保を支援していくことが必要とされています。

3 ヒアリング調査の概要

(1) 調査の目的と方法

①調査の目的

本計画の検討にあたって、広く市内の障がい者団体、家族会、サービス事業者等のご意見を伺って、計画の内容に反映するために、ヒアリング調査を実施しました。

②対象団体

	障がい者団体・家族会・サービス事業者等
1	戸田市社会福祉協議会
2	戸田市社会福祉事業団
3	戸田わかき会
4	埼玉こころのかけ橋
5	あすなる学園
6	高仁会 戸田病院
7	戸田市身体障害者福祉会
8	戸田市聴力障害者協会
9	戸田市心身しょうがい児・者を守る親の会
10	戸田市精神保健福祉家族会きらら
11	本人の会・ホルスタイン

(2) 調査結果の概要

①情報提供体制・総合相談体制について

- 障害福祉サービスを利用したくても知らない人が多い。(障がい者団体)
- 障がい者総合相談窓口を知らない人が多い。どのような相談ができるのか等、不安を持っている人がいる。相談窓口をわかりやすくしてほしい。(障がい者団体)
- 障害の種別、年齢に関係なく、総合的かつ継続的に相談・支援が可能な機関等の充実や仕組みづくりが必要。(サービス事業者)
- 基幹相談支援センターの設置および充実を望む。(障がい者団体・サービス事業者)
- 平日の限られた時間以外や、在宅でも相談可能な体制の充実。(障がい者団体)
- 市からの情報が行き渡ることを望む。(障がい者団体)
- 例えば手話を用いた情報発信。(障がい者団体)

- 障害者差別解消法、合理的配慮に関する普及啓発が必要。(サービス事業者・障がい者団体・家族会)
- 災害時要配慮者支援における情報提供が少ない。福祉避難所があることを知られていない。(障がい者団体)
- ピアカウンセリングを知らない人が多い。(障がい者団体)

②地域生活について

- グループホーム、入所施設、ショートステイ、作業所など暮らしの場の施設の選択肢が少ない。潜在的ニーズは相当数あるはず。増設してほしい。(サービス事業者・家族会)
- 将来の生活の場の資源がないため、家族は不安を抱えている。(サービス事業所・障がい者団体)
- グループホームやショートステイの利用は、施設の空き状況の都合による利用となることがあり、利用者の希望のタイミングでの利用が難しい。ショートステイを気軽に利用できるようにしてほしい。(サービス事業者・障がい者団体)
- 福祉避難所への避難訓練の実施をしてほしい。災害時は、他の人と同じ空間で避難生活することは困難。障がい者の方からの意見も聴取してほしい。(障がい者団体・家族会)
- 緊急時の対応、近隣入所施設の情報提供と連携が必要。(サービス事業者)
- 医療的ケアが必要な者・児を受け入れる事業所が不足している。(サービス事業者)
- 芸術・創作活動(販売等を含む)をメインにした場の設置をしてほしい。(障がい者団体)
- 就労継続支援B型作業所を増やしてほしい。(障がい者団体)
- ジョブコーチの人材育成、制度づくりが必要。(障がい者団体・家族会)
- 多様な就労プログラムの充実。(サービス事業者)

③障がい児支援について

- 市内に特別支援学校の高等部が新設されるので、小・中等部も設置してほしい。(サービス事業者・家族会)
- 他自治体の行うインクルーシブ教育を参考に、子どもにとって過ごしやすい環境体制を進めてほしい。(障がい者団体)
- 幼児期、学童期、就労の各移行期に際する、支援計画の継続の充実。(サービス事業者)
- 放課後等デイサービスの増設、質の保障。(サービス事業者)
- ろう難聴児用の放課後等デイサービスがあるといい。(障がい者団体)
- 重心児や医療的ケア児の放課後等デイサービスが不足している。(サービス事業者)

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

と ともに生き ともに支え合い

だ だれもが

し しあわせを実感できるまち

～ 子どもから高齢者まで、すべてのライフステージを通し、
障がい者が自分らしく暮らせるまち・とだ ～

本計画では、「ともに生き ともに支え合い だれもが しあわせを実感できるまち ～ 子どもから高齢者まで、すべてのライフステージを通し、障がい者が自分らしく暮らせるまち・とだ ～」を計画の基本理念に定めます。

この計画は、障がい者自身の生き方について、自らの意思や願いに基づき、主体的に決定できるための支援を行うということに重点を置いて策定しました。

障がいのある人もない人も、誰もが自分らしく地域生活を送ることができる戸田市を目指して、本基本理念を共有し、計画の推進を図ります。

なお、第4次総合振興計画に定められている将来都市像の一部である「幸せを実感できるまち」を、前計画から引き続き基本理念に掲げていくこととします。

2 基本方針

基本理念を実現するために、以下の3つの基本方針を掲げて施策を展開していきます。

1. すべての障がい者による自己選択・自己決定の尊重と、

それを実現するための情報提供体制づくり

すべての障がい者が、必要とする障害福祉サービス等を受けつつ、自立と社会参加の実現を図っていくことを目的に、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業等の充実を図り、障がい者等の自己選択・自己決定を尊重できる体制を整備していきます。すべての障がい者がそのための意思決定をできるように、相談支援体制のさらなる強化による情報提供体制の整備を図っていきます。

2. 障がい者が地域で自立して暮らしていけるまちづくり

障がい者等の自立を支援する観点から、地域生活への移行とその継続のための支援や就労支援など、さまざまな課題に対応したサービスの提供体制を整えます。障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムの実現を目指し、地域生活支援の拠点づくりなど地域の社会資源を最大限に活用した提供体制の整備を図ります。

3. ライフステージに応じ、多様な支援を提供するための体制づくり

障がい者のライフスタイルや価値観、そのときどきのライフステージごとに求められる支援は常に変化しています。障がい者が自ら必要と考える支援を選択し、可能な限り地域で自立した質の高い生活を送ることができるようするために、個々の障がい特性やニーズを的確に把握し、さまざまな社会資源や支援サービスにつなげていきます。

3 重点施策

障がい者施策の動向やアンケート調査結果にみる生活実態と施策ニーズ、関係団体や関係事業者のヒアリング調査結果などを踏まえた総合的な見地から、この計画において特に重点的に取り組むべき施策を次のとおり定めます。

1. 相談支援・情報提供体制の充実

障がい者の高齢化や障がいの重度化、発達障がい・高次脳機能障がいなどをはじめとする障がいの多様化、そして親亡き後を見据え、障がいのある人が住み慣れた自宅や地域で安心して生活を送ることができるよう、専門的な知識を必要とする困難ケース等に対応するため、相談支援事業所の増設や、基幹相談支援センターの設置の検討を行い、総合相談体制及びサービス等の情報提供体制の整備を図ります。

主な事業

- 相談支援事業所の増設の検討
- 基幹相談支援センターの設置の検討

2. 地域社会における障がい者の生活の基盤づくり

障がい福祉計画の基本指針で国が定めた7つの成果目標のうち、「福祉施設の入所者の『地域』生活への移行」「精神障害にも対応した『地域』包括ケアシステムの構築」「『地域』生活支援拠点等が有する機能の充実」の3つが、障がい者が「地域」で暮らすことを目的としています。

市は、障がい者の地域での暮らしを推進するために、地域生活への円滑な移行を支援するための施策の充実を図るとともに、地域生活を安定的に継続、維持し、入所施設サービスから「地域生活支援サービス」へと移行を進めるため、障がい者からの要望が強い、災害対策、住まいの確保、生活支援、就労等の活動支援、社会参加、相談支援、差別解消や虐待防止等の権利擁護などの施策の充実を図ります。

主な事業

- 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 日中活動系サービス事業所の整備・充実
- 地域生活支援拠点等の整備・充実
- 居住系サービス事業所の整備・充実
- 防災対策の充実
- 就労支援体制の充実

3. 障がい児支援の提供体制の充実

児童福祉法の一部改正により、前期計画から、市町村において障害児通所支援や障害児相談支援の量の見込みや提供体制の確保に係る目標に関する事項などを示した「障がい児福祉計画」を障がい福祉計画と一体的に策定することとなっています。

市は、本計画の策定により質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実や、平成30年度から新たに開始された居宅訪問型児童発達支援の早期実施により、関係機関が連携して切れ目のない一貫した支援体制を構築していきます。また、たんの吸引や経管栄養などが必要な医療的ケア児をはじめとする重症心身障がい児が円滑に支援を受けられることができるよう取り組みの充実を図っていきます。

主な事業

- 医療的ケア児支援の充実
- 放課後等デイサービスの質の向上
- 児童発達支援センター機能の充実

ライフステージ別の施策について

障がいのある人が、それぞれの年齢に応じた日常生活や社会生活をおくることができるように、全ての施策をライフステージごとの特性に配慮しながら推進していきます。関係各課の連携による横断的な体制のもとで、関係者・関係団体等とも連携しながら、それぞれのライフステージに応じた支援を切れ目がないように提供していきます。

乳幼児期 一人ひとりに応じた発達・就学の支援

【主な施策】 療育・発達障がい児支援システム、特別支援保育 など

学童期 ともに学び、育ち合うための支援

【主な施策】 特別支援教育 など

青年期 自分らしく社会生活を送るための支援

【主な施策】 雇用拡大の促進、多様な働き方の支援、生涯学習・文化活動 など

成年期（+各年代共通） 地域で安心して暮らすための支援

【主な施策】 地域生活の支援、地域での住まいの充実支援、啓発・広報 など

高齢期 尊厳ある暮らしを支えるための支援

【主な施策】 健康づくり、保健サービス、医療・リハビリテーション など

4 計画の体系

計画の体系につきまして、本計画の策定にあたり、前「戸田市障がい者計画」における事業の達成状況に加え、障がい者を取り巻く環境、市の現状、国や県の動向等の変化や、アンケートやヒアリング結果等を踏まえ、ライフステージを基本とした8つの施策の柱と36の施策を設定しました。中間見直しにあたっては、引き続きこれらの施策の柱と施策のもとで取組を推進していきます。

本計画の基本理念・基本方針・重点施策の実現に向け、以下の施策を進めてまいります。

施策の柱	施 策
1. 情報提供・相談支援 ・権利擁護	(1) 情報提供体制の充実 (2) 相談支援体制の充実 (3) 障がいを理由とする差別の解消 (4) 障がいのある人への虐待対応 (5) 成年後見制度利用支援
2. 障がい理解	(1) 啓発・広報 (2) 見えにくい障がいへの理解 (3) 福祉教育・人権教育 (4) 地域福祉活動 (5) ボランティア活動の推進
3. 生活支援	(1) 経済的支援 (2) 地域生活の支援 (3) 地域での日中活動・居住の場の充実 (4) 生活基盤の整備
4. 保健・医療	(1) 健康づくり (2) 保健サービス (3) 医療・リハビリテーション (4) 公的医療助成制度

5. 雇用・就労	<ul style="list-style-type: none"> (1) 雇用拡大の促進 (2) 職場定着の支援 (3) 多様な働き方の支援 (4) 障がい者雇用者への支援
6. 防災・生活環境	<ul style="list-style-type: none"> (1) 防災対策も含めた生活安全対策 (2) 災害時における要配慮者支援 (3) ユニバーサルデザインのまちづくり (4) 移動手段・交通機関 (5) 防犯・交通安全
7. 情報コミュニケーション ・地域活動・生涯学習等	<ul style="list-style-type: none"> (1) コミュニケーション支援の充実 (2) まちづくり・地域コミュニティ活動 (3) 生涯学習・文化活動 (4) スポーツ・レクリエーション活動 (5) 選挙などへの参加
8. 療育・保育・教育	<ul style="list-style-type: none"> (1) 療育・発達障がい児支援システム (2) 重症心身障がい児への支援充実 (3) 特別支援教育 (4) 放課後支援・療育の場の充実

第4章 障がい者施策の展開

障がい者に関する具体的な施策事業を定め、実施していくことにより、本計画に定める基本理念・基本方針・重点施策の達成を目指していきます。

1 情報提供・相談支援・権利擁護

(1) 情報提供体制の充実

施策	主な事業	担当課
情報提供体制の充実 多様なメディアを活用して、障がい者への幅広い情報の提供を行います。	①制度改正の周知促進	障害福祉課
	②障害福祉サービス等の利用促進	障害福祉課
	③「障害者福祉のしおり」、 「広報戸田市」、市のホームページ等、多様なメディアの活用	障害福祉課

(2) 相談支援体制の充実

施策	主な事業	担当課
相談支援体制の充実 障がい者が適切なサービスを利用できるよう、ケアマネジメント体制の確立を図り、総合的で継続性のある相談体制づくりを推進するとともに、相談担当者の資質の向上、連携の強化を図ります。	①基幹相談支援センターの設置の検討	障害福祉課
	②相談支援事業所の増設の検討	障害福祉課
	③ケアマネジメント体制の確立	障害福祉課 長寿介護課
	④ピアカウンセリングの活用	障害福祉課 長寿介護課

(3) 障がいを理由とする差別の解消

施策	主な事業	担当課
障害者差別解消法の啓発・適切な運用 障害者差別解消法の更なる普及啓発と適切な運用を実施していきます。	①戸田市における障害を理由とする差別の解消に関する対応要領に基づいた適切な運用	障害福祉課 人事課
	②市民向け・事業者向け研修の実施	障害福祉課
サービス利用者の権利擁護の充実 サービス利用者の権利を守るため、苦情の受け付け、処理体制づくりを進め、問題解決に努めます。併せて、適切な区分認定及び支給決定を実施していきます。	③権利擁護の推進、適正な区分認定の実施、障害福祉サービス支給決定等の実施体制の充実	障害福祉課
	④苦情の受付窓口・処理体制の整備	障害福祉課 長寿介護課 障害福祉課関係機関※

※ 「障害福祉課関係機関」とは社会福祉法人等の機関を指します（以下も同様）。

(4) 障がいのある人への虐待対応

施策	主な事業	担当課
障がいのある人への虐待対応 市障害者虐待防止センターを中心として、虐待の早期発見・早期対応を図ります。	①市障害者虐待防止センター機能の充実	障害福祉課

(5) 成年後見制度利用支援

施 策	主な事業	担当課
成年後見制度利用支援 成年後見制度の周知・普及と利用の促進を図ります。	①成年後見制度の周知・普及と利用の促進	障害福祉課 長寿介護課
	②県障害者権利擁護センター(県社会福祉協議会)との連携	障害福祉課 長寿介護課
	③福祉サービス利用援助事業(あんしんサポートねっと)の利用の促進	障害福祉課 長寿介護課 障害福祉課関係機関

2 障がい理解

(1) 啓発・広報

施策	主な事業	担当課
啓発・広報の推進 障がい者や市民を対象に、障害者週間や障がい者総合計画等を通じて障がいに関する啓発・広報に努めます。	①障害者週間(12月3日～9日)の周知・啓発活動の促進	障害福祉課 障害福祉課関係機関
	②戸田市障がい者総合計画等の周知	障害福祉課
	③市職員出前講座の充実と活用促進	障害福祉課 生涯学習課

(2) 見えにくい障がいへの理解

施策	主な事業	担当課
内部障がい・聴覚障がいへの理解 外見からは障がいがあることが見えにくい・分かりにくいといわれている、内部障がいや聴覚障がいについて、理解を進めていきます。	①内部障がいに対する理解促進	障害福祉課
	②聴覚障がいに対する理解促進	障害福祉課
	③ヘルプカード及びハート・プラスマークの普及・啓発	障害福祉課
発達障がい・高次脳機能障がい等の理解 学習(LD)、注意欠陥/多動性(ADHD)、自閉症スペクトラム(ASD)等の発達障がい、精神障害者保健福祉手帳の対象である高次脳機能障がい等の障がいについて、理解の促進に努めます。	④発達障がいに対する理解促進	障害福祉課
	⑤高次脳機能障がいに対する理解促進	障害福祉課
交流の促進 地域のまつりなど、行事・イベント等への障がい者等の参画を通じて、障がいの有無に関わらず地域住民が交流できる機会を提供します。	⑥市のイベントや地域行事への障がい者の参画の促進	障害福祉課 協働推進課 障害福祉課関係機関 福祉総務課
	⑦福祉施設と地域住民との交流促進	障害福祉課 障害福祉課関係機関

(3) 福祉教育・人権教育

施策	主な事業	担当課
学校等での福祉教育の充実 福祉・人権教育の内容の充実を図るとともに、総合的な学習の時間や各種の学科等を活用して、障がいのある児童と障がいのない児童との交流や福祉体験学習を推進します。	①福祉・人権教育の推進	教育政策室
	②各教科や総合的な学習の時間での交流・障がい理解教育、福祉体験学習の推進	教育政策室 障害福祉課
社会での福祉・人権教育の充実 障がいや障がい者に対する市民の理解を深めるため、福祉や人権に関する講座や体験的福祉学習の充実を図ります。	③各種イベント時における疑似体験など体験的福祉学習の実施	関係各課
	④ボランティア講座の充実	障害福祉課関係機関
	⑤人権意識の高揚	庶務課 生涯学習課 経済政策課

(4) 地域福祉活動

施策	主な事業	担当課
市民参加型有償サービスの推進 NPOの育成・活動支援を行うとともに、地域通貨等の活用も含めた市民参加型有償サービスグループの設置の検討をします。	①NPOの育成・活動支援	協働推進課 障害福祉課関係機関
	②市民参加型有償サービスグループの活用の検討	福祉総務課 協働推進課 障害福祉課関係機関
福祉コミュニティづくり 美化活動やレクリエーション・スポーツ活動など、地域コミュニティ活動への障がい者の参画や福祉コミュニティづくりを促進します。	③地域コミュニティ活動への参画促進・交流事業の充実支援	協働推進課 福祉総務課
	④地域福祉計画、社協運営強化計画を車の両輪とした地域福祉活動の推進	福祉総務課 障害福祉課関係機関

(5) ボランティア活動の推進

施 策	主な事業	担当課
ボランティア活動の充実 ボランティア研修会の充実などを通じ、ボランティアの資質向上や相互交流の促進をするとともに、ボランティア団体への支援の充実を図ります。	①ボランティア研修会の充実による資質向上の支援	障害福祉課関係機関
	②ボランティア団体への支援の充実	協働推進課 障害福祉課関係機関
ボランティア活動の調整・連絡体制の充実 戸田市ボランティア・市民活動支援センターの充実を図るとともに、専任のボランティアコーディネーターを配置するなど、ボランティア活動の調整・連絡体制の充実を図ります。	③戸田市ボランティア・市民活動支援センターの充実	障害福祉課関係機関 協働推進課
	④専任のボランティアコーディネーターの配置と相談体制の充実	障害福祉課関係機関 協働推進課
新規ボランティアの育成 ボランティア養成講座などを通じて、新規ボランティアの育成に取り組みます。	⑤ボランティア養成事業・体験講座の充実	障害福祉課関係機関
	⑥小中学生を対象としたボランティア体験の開催	障害福祉課関係機関

3 生活支援

(1) 経済的支援

施策	主な事業	担当課
各種手当の支給 障がい者等の経済的な負担を軽減するために、各種手当を支給します。	①特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当の周知	こども家庭課 障害福祉課
支給事業等の適正化 支給事業等の適正化を図ることで、より有効な資金活用を図ります。	②重度障害者等福祉金の支給	障害福祉課
	③扶養共済制度掛金の助成	障害福祉課

(2) 地域生活の支援

施策	主な事業	担当課
訪問系サービスの充実 障がい者等が自宅等で安心して生活できるように、訪問系サービスの充実を図ります。	①ホームヘルパーによる日常生活支援	障害福祉課 長寿介護課
	②訪問看護サービス・訪問リハビリの充実	市民医療センター 診療室
地域生活を支援するサービスの充実 障がい者等が地域で安心して生活できるように、補装具や日常生活用具の給付・貸与等の地域生活を支援するサービスを提供します。	③地域生活支援事業等の実施	障害福祉課 長寿介護課
	④補装具・日常生活用具の給付及び貸与事業の充実	障害福祉課 長寿介護課
	⑤地域活動支援センター事業の実施	障害福祉課

(3) 地域での日中活動・居住の場の充実

施 策	主な事業	担当課
日中活動系サービスの充実 障がい者等が在宅生活を継続するために、日中必要な介護等を受けながら充実した活動ができるように、日中活動系サービスの充実に努めます。また、障がい者等の家族の介護負担の軽減を図ります。	①生活介護等の日中活動を行う施設の整備	障害福祉課 長寿介護課
	②レスパイトサービス(日中一時支援事業・短期入所(ショートステイ))の利用者への支援	障害福祉課 長寿介護課
居住系サービスの充実 生活上の支援が必要な障がい者が住み慣れた地域で生活できるように、グループホームの整備支援を行います。	③グループホームの整備支援	障害福祉課 長寿介護課
バリアフリー住宅の普及 関係機関と連携しながら、国・県のパンフレット等も活用してバリアフリー住宅の啓発を図るとともに、融資制度等によりバリアフリー住宅の普及に努めます。	④新築・改造費の融資制度の活用	長寿介護課 障害福祉課関係機関
	⑤バリアフリー住宅・設備についての知識・制度の周知	まちづくり推進課 長寿介護課 障害福祉課
	⑥身体障害者居宅改善整備費助成	障害福祉課

(4) 生活基盤の整備

施 策	主な事業	担当課
<p>地域生活支援拠点等の整備</p> <p>障がいの重度化・障がい者の高齢化や「親亡き後」を見据え、地域生活支援拠点として、居住支援機能と地域支援機能の一体的な整備を推進します。</p>	<p>①地域生活支援拠点等の整備</p>	<p>障害福祉課</p>
<p>精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた検討</p> <p>精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がい（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む。）にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指します。</p>	<p>②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた検討</p>	<p>障害福祉課 長寿介護課 福祉保健センター</p>
<p>高齢障がい者のサービス利用支援</p> <p>障がい者が65歳になり介護保険被保険者となった際、使い慣れた事業者の継続利用や、新たに発生する自己負担の軽減など、高齢になってもサービスが利用しやすい制度の確立を目指します。</p>	<p>③共生型サービスの活用</p> <hr/> <p>④高齢障がい者の利用者負担軽減措置の実施</p>	<p>障害福祉課 長寿介護課</p> <hr/> <p>障害福祉課 長寿介護課</p>

4 保健・医療

(1) 健康づくり

施策	主な事業	担当課
健康づくりの推進 健康づくりを推進するために、心と体の健康に関する情報提供を充実するとともに、さまざまな疾病等の原因となる生活習慣病の予防を推進します。	①健康づくり情報・プログラムの提供	障害福祉課関係機関 福祉保健センター
	②介護予防事業の推進	長寿介護課

(2) 保健サービス

施策	主な事業	担当課
ライフステージに応じた心の健康づくり 精神保健の推進を図るために、精神障がいに対する誤解や社会的偏見の除去を図り、関係機関と連携しながら、精神保健相談の充実や社会復帰の支援などを推進します。	①精神障がいに対する正しい理解の普及	福祉保健センター 障害福祉課
	②精神保健相談の充実	福祉保健センター 障害福祉課
	③精神障がい者の支援講座等の実施	福祉保健センター 障害福祉課
疾病の予防と早期発見 疾病の予防と早期発見のために、健康診査や健康相談等の充実を図ります。	④健康診査や健康相談等の充実	福祉保健センター

(3) 医療・リハビリテーション

施策	主な事業	担当課
医療体制の整備 症状や状況に応じた適切な医療が提供できるよう、医療機関相互の連携を強化するとともに、障がい者の医療相談体制の充実などを図ります。	①救急医療体制の確保	市民医療センター 総務課
	②医療相談窓口としての機能向上	市民医療センター 診療室
リハビリテーションの充実 リハビリテーションの充実を図ることで、脳卒中後遺症や整形外科的疾患などによる身体的機能障がいや言語障がいの改善・軽減を図ります。	③リハビリテーションの充実	市民医療センター 診療室

(4) 公的医療助成制度

施策	主な事業	担当課
公費負担医療制度等の充実 障がいの除去、軽減等を図るために、公費負担医療制度等の周知・活用を促進します。	①自立支援医療費の助成	障害福祉課
	②重度心身障害者医療費の助成	障害福祉課
	③難病患者支援(指定難病医療給付制度等)の周知	障害福祉課

5 雇用・就労

(1) 雇用拡大の促進

施策	主な事業	担当課
就労促進体制の整備 公共職業安定所（ハローワーク）、埼玉障害者職業センターなど関係機関と連携を強化し雇用促進に努めます。	①国・県や関係機関との連携強化	障害福祉課
	②障害者県南地域就職面接会、戸田市ふるさとハローワーク等での障がい者の求職情報提供体制の充実	経済政策課 障害福祉課
	③市役所での雇用促進	人事課 関係各課
	④市の関係団体等による就労機会の創出	関係各課
	⑤障がい者就労施設などからの物品等の調達の推進	障害福祉課

(2) 職場定着の支援

施策	主な事業	担当課
職業能力開発の充実 一般就労や職場への定着を支援するために、就労に必要な指導・助言等の支援を行う就労定着支援の利用を促進します。	①就労定着支援の推進	障害福祉課
	②一般就労に向けた訓練体制の充実	障害福祉課
	③職場適応訓練の周知・活用	経済政策課 障害福祉課

(3) 多様な働き方の支援

施 策	主な事業	担当課
多様な職場の創出 障がい者が安定して就労できるように、関係機関と連携して就労継続支援体制の充実を図ります。	①障害者就労支援センター、障害者就業・生活支援センターとの連携強化	障害福祉課
	②障がい者の起業支援	障害福祉課 経済政策課

(4) 障がい者雇用者への支援

施 策	主な事業	担当課
企業への働きかけの推進 障がい者の雇用を促進するために、市内の事業者に対し障がい者雇用に関する情報提供を行います。平成30年4月から障がい者雇用率が引き上げられたことも踏まえ、引き続き障がい者雇用の拡充を働きかけていきます。	①事業者への情報提供・啓発活動の充実	経済政策課 障害福祉課
	②障がい者雇用事業者への支援	障害福祉課 経済政策課
障害者就労プロセスマップの活用 戸田市障害者就労支援部会にて策定した、戸田市障害者就労プロセスマップを活用した支援を推進していきます。	③障害者就労プロセスマップの活用推進	障害福祉課 経済政策課

6 防災・生活環境

(1) 防災対策も含めた生活安全対策

施策	主な事業	担当課
防災に関する情報提供と周知促進 日頃から、障がい者が防災を意識して生活を送ることができるように、防災に関する基本的な情報等を提供することを通じて、防災に関する意識の向上を図ります。	①防災に関する知識の普及	危機管理防災課 障害福祉課
	②障がい者を対象とした普通救命講習会の充実	消防署
	③防災訓練への障がい者の参加	危機管理防災課 障害福祉課
家庭における防災対策の普及促進 家具の転倒防止器具など、防災用品の給付を行うことにより、家庭における防災対策の普及を図ります。	④防災用日常生活用具の給付・普及	障害福祉課 長寿介護課

(2) 災害時における要配慮者支援

施策	主な事業	担当課
災害時における情報提供の充実 障がい者に対して、災害時に必要な情報を迅速に提供できるように、さまざまな媒体を活用した情報提供体制の充実を図ります。	①緊急通報体制の周知・充実	障害福祉課 警防課
	②防災情報提供体制の充実	危機管理防災課 障害福祉課
	③わかりやすい非常口表示の促進	関係各課 関係施設

施 策	主な事業	担当課
福祉避難所等の充実 障がい者が災害時に安心して避難できるよう、多様な障がい者の特性に配慮した避難所や介護スペースの確保を図ります。	④福祉避難所等の周知	危機管理防災課 福祉保健センター 障害福祉課 長寿介護課
	⑤福祉避難所等における多様な障がい者への配慮	障害福祉課 福祉保健センター 長寿介護課 危機管理防災課 福祉総務課
	⑥福祉避難所等における体制整備の充実	福祉保健センター 障害福祉課 長寿介護課 危機管理防災課 福祉総務課
災害時要配慮者施策の充実 避難行動要支援者の速やかな避難等が行えるように、支援の充実を図ります。	⑦避難行動要支援者避難支援体制の確立	危機管理防災課 福祉総務課 長寿介護課 障害福祉課 福祉保健センター 関係施設

(3) ユニバーサルデザインのまちづくり

施 策	主な事業	担当課
公共・公益施設等の整備 バリアフリー新法や埼玉県福祉のまちづくり条例の普及・啓発に努めるとともに、公共・公益施設等のユニバーサルデザイン化を進めます。	①バリアフリー新法、埼玉県福祉のまちづくり条例の普及・啓発	まちづくり推進課 福祉総務課
	②ユニバーサルデザイン化の普及・推進	資産経営室 道路河川課 障害福祉課 関係各課 関係施設
	③既存の協議会等を活用した意見聴取の場の確立	資産経営室 障害福祉課 関係各課 関係施設

(4) 移動手段・交通機関

施策	主な事業	担当課
移動手段の確保・交通機関の整備促進 障がい者の社会参加を促進するために、外出や移動の支援を行うとともに、公共交通バス車両の低床化などを促進します。	①地域生活支援事業(移動支援等)の充実	障害福祉課 障害福祉課関係機関
	②バス車両の低床化の促進	防犯くらし交通課
身体障害者補助犬の受け入れ促進 身体障害者補助犬(盲導犬・介助犬・聴導犬)を利用する人の行動範囲がより広がるよう、補助犬の周知や受け入れの促進を図ります。	③身体障害者補助犬(盲導犬・介助犬・聴導犬)に対する理解・受け入れ促進	障害福祉課

(5) 防犯・交通安全

施策	主な事業	担当課
防犯体制の充実 障がい者の緊急時の連絡先の周知や防犯意識の高揚を図るとともに、防犯灯、街路灯の充実に努めます。	①犯罪情報のメール配信サービスの普及	防犯くらし交通課 情報政策統計課
	②ファックス110番の充実、メール110番の普及・活用促進	障害福祉課
	③防犯灯及び街路灯の充実	防犯くらし交通課 道路河川課
交通安全の確保 障がい者がより安全に道路通行ができるよう、交通安全施設の整備を推進するとともに、ドライバーの安全運転や自転車の安全走行、路上放置物等の撤去指導など、市民や事業者の協力を促進します。	④違法駐車解消と放置自転車の撤去	防犯くらし交通課
	⑤交通安全対策の推進と交通弱者保護の啓発	防犯くらし交通課
	⑥視覚障がい者誘導ブロックの設置促進	道路河川課
	⑦ドライバーへの安全運転、自転車の安全走行の啓発	防犯くらし交通課
	⑧わかりやすい標識、ミラー等の設置	道路河川課 防犯くらし交通課

7 情報コミュニケーション・地域活動・生涯学習等

(1) コミュニケーション支援の充実

施策	主な事業	担当課
コミュニケーション手段の充実 視覚・聴覚障がい者の円滑なコミュニケーションを確保するため、手話通訳や点訳、要約筆記者の養成や手話通訳者派遣事業の充実などを通じ、コミュニケーション手段の充実を図ります。 また、令和3年4月1日施行の「戸田市手話言語条例」及び施策の推進方針に基づき、手話の普及、啓発に向けた各種施策を展開していきます。	①市職員手話研修の充実	人事課
	②手話通訳者養成講習会の充実	障害福祉課関係機関
	③点訳・朗読・手話・要約筆記ボランティア団体の育成・ボランティアの養成	障害福祉課関係機関 生涯学習課
	④手話通訳者派遣事業・要約筆記者派遣事業の充実	障害福祉課
コミュニケーション環境の整備 コミュニケーション環境の整備を図るため、「広報戸田市」「とだ議会だより」のCD録音、点字図書や広報動画などの字幕つきビデオの充実、ファックスの活用などを図るとともに、医療機関・銀行など民間公益施設に対して、コミュニケーション環境の整備を働きかけます。	⑤「広報戸田市」「とだ議会だより」のCD録音・配付	政策秘書室 議会事務局 生涯学習課
	⑥広報動画などの字幕つきビデオの充実	政策秘書室
	⑦コミュニケーション機器の給付・貸与	障害福祉課
	⑧民間公益施設におけるコミュニケーション環境の充実促進	障害福祉課
ITの活用促進 障がい者が多様な形態でコミュニケーションできる環境づくりの一環として、障がい者パソコン講習会を開催するとともに、ホームページの活用など、市政や市民活動など情報提供体制の多様化を進めます。また、それらをより使いやすい形で提供します。	⑨市ホームページのユニバーサルデザイン化	情報政策統計課
	⑩障がい者パソコン講習会の開催	障害福祉課関係機関
	⑪パソコン用音声翻訳ソフトなどの給付の促進	障害福祉課

(2) まちづくり・地域コミュニティ活動

施 策	主な事業	担当課
政策・方針決定の場への参画促進 多様な媒体を活用した障がい者向けの情報提供を図るため、視覚障がい者向けの音声コード（SPコード）を添付するなど、市政などの情報提供を充実するとともに、パブリック・コメントにより広く意見を募る機会を設けます。また、審議会、委員会等へ積極的に障がい者を起用するよう努めます。	①市の主要な計画への音声コード（SPコード）の添付	関係各課
	②パブリック・コメントの実施	庶務課 関係各課
	③審議会・委員会等への障がい者の起用促進	関係各課
地域コミュニティ活動への参画促進 地域コミュニティ活動への参加促進を図るため、各種地域活動やボランティア活動、地域行事などへの障がい者の積極的な参加を促進します。	④町会・自治会、子ども会活動、ボランティア活動などへの参画促進	協働推進課 児童青少年課 障害福祉課 障害福祉課関係機関
障がい者団体等の活動支援 活動に必要な施設・備品等の使用・貸出、会員獲得の支援など、障がい者団体等の活動を支援します。	⑤障がい者団体等の育成・活動支援	障害福祉課関係機関 福祉総務課 障害福祉課
	⑥心身障害者福祉センター機能の充実	障害福祉課関係機関
	⑦戸田市ボランティア・市民活動支援センターの周知・活用促進	障害福祉課関係機関 協働推進課 障害福祉課

(3) 生涯学習・文化活動

施策	主な事業	担当課
生涯学習への参加促進・学習環境の整備 生涯学習に関する情報提供や学習環境の整備を通じて、障がい者等の生涯学習への参加を促進するとともに、多様な講座・教室の開催や学習資料の充実等を図ります。	①生涯学習情報提供の充実	生涯学習課
	②自主的な学習活動の支援、講座・教室の多様化	生涯学習課 障害福祉課関係機関 福祉総務課 障害福祉課
	③手話通訳の配置、点訳・録音CD等の学習・情報資料の提供、学習支援体制の確立	障害福祉課関係機関 生涯学習課
	④対面朗読サービスの充実	生涯学習課
文化・芸術活動の支援 障がい者等が文化・芸術活動に積極的に参加できるように、情報提供や発表の場の確保を行います。	⑤文化・芸術活動に関わる情報提供の充実	文化スポーツ課 障害福祉課関係機関
	⑥障がい者アートギャラリーの活用促進、障がい者作品展の開催	障害福祉課関係機関

(4) スポーツ・レクリエーション活動

施策	主な事業	担当課
スポーツ活動の推進 障がい者がさまざまなスポーツを楽しむことができるよう、支援を行うとともに、東京パラリンピック大会を契機に障がい者スポーツの理解、促進を図ります。	①市スポーツ事業への障がい者の参加促進	文化スポーツ課
	②東京パラリンピック大会を契機にした障がい者スポーツの理解促進	文化スポーツ課 障害福祉課
レクリエーション活動の推進 県障害者交流センターやレクリエーション協会と連携することで、障がい者のレクリエーション活動を支援します。	③障がい児・者レクリエーション事業の充実	文化スポーツ課 障害福祉課関係機関

(5) 選挙などへの参加

施 策	主な事業	担当課
参加しやすい環境の整備 障がい者が選挙の投票等に参加しやすい環境を整備するために、施設・設備の改善や点字等多様な媒体による情報のユニバーサルデザイン化を進めます。	①投票所等のユニバーサルデザイン化の推進	行政委員会事務局
	②多様な媒体による情報提供の推進	行政委員会事務局
	③郵便による不在者投票制度の周知	障害福祉課 行政委員会事務局

8

療育・保育・教育

(1) 療育・発達障がい児支援システム

施策	主な事業	担当課
発達支援事業の推進 発達の遅れや障がいがあることが疑われる子どもについて、育児に不安を持つ保護者等の相談・指導などの発達支援事業を推進します。	①乳幼児健診の充実	福祉保健センター
	②発達相談の充実	福祉保健センター 保育幼稚園室
	③子育て支援の充実	福祉保健センター こども家庭課
	④児童発達支援センターの支援	障害福祉課
	⑤障がい児の児童発達支援サービスの充実	障害福祉課
早期発見体制の強化、療育支援の推進 さまざまな特徴のある発達障がいを含め、気になる段階から早期発見、早期支援ができるよう、関係課等の連携体制を強化します。	⑥早期発見・早期支援体制の強化	福祉保健センター 保育幼稚園室 こども家庭課 教育政策室
	⑦早期からの就学相談の実施	教育政策室
	⑧就学支援委員会の充実	教育政策室
保護者支援の推進 障がい児の保護者への支援を行います。	⑨障がい児を養育する保護者の不安の軽減	こども家庭課 保育幼稚園室 教育政策室 福祉保健センター
	⑩地域での子育て交流への保護者の参加促進	こども家庭課 保育幼稚園室
特別支援保育の充実 障がいのある子どもも、できる限り障がいのない子どもたちと同じ集団で保育することで、子どもたちの成長と発達を促進します。	⑪児童発達支援センターなどの療育機関等との連携の強化	保育幼稚園室
	⑫特別支援保育実施園の受け入れ体制の支援の強化	保育幼稚園室
	⑬個々の障がいに応じた保育体制の充実	保育幼稚園室

(2) 重症心身障がい児への支援充実

施策	主な事業	担当課
重症心身障がい児への支援充実 医療技術の進歩等を背景として医療的ケア児が増加しているなか、重症心身障がい児及びその家族が地域で安心・安全に生活できるようにするため、地域における通所施設の整備を推進します。	①医療的ケアが必要な児童も含めた重症心身障がい児の通所施設の整備	障害福祉課

(3) 特別支援教育

施策	主な事業	担当課
特別支援教育の充実 特別支援教育を充実することで、障がいのある児童・生徒の可能性を最大限に伸ばし、自己表現する基礎を確立します。	①特別支援学校との連携強化	障害福祉課
	②サポート手帳等を利用した保育園・幼稚園・小中学校間の円滑な移行の確保	教育政策室 保育幼稚園室 福祉保健センター 障害福祉課
	③教職員の特別支援教育についての研修の充実	教育政策室
	④学習障がい(LD)、注意欠陥/多動性障がい(ADHD)、自閉症スペクトラム障がい(ASD)等の発達障がい等の障がいのある児童・生徒に対する校内支援体制の充実	教育政策室
	⑤学校の施設・設備の充実(スロープ・点字ブロック・障がい者用トイレ・階段手すり等)	教育総務課
教育相談の充実 障がいのある児童・生徒が適切な教育を受けられるよう、本人と保護者のニーズに十分配慮しながら、相談・指導体制の充実を図ります。	⑥教育相談の充実	教育政策室

連携及び交流学習・共同学習の強化 地域社会における共生を図るための第一歩として、障がいの有無に関わらず、子どもたちが一緒に学んだり遊んだりできるように、家庭、通常学級、特別支援学級などとの連携や交流学習、共同学習の強化を図ります。	⑦交流及び共同学習の推進	教育政策室 児童青少年課
	⑧障がい児保護者の相互交流の促進	障害福祉課関係機関
	⑨特別支援学校など関係機関との連携の強化	教育政策室

(4) 放課後支援・療育の場の充実

施策	主な事業	担当課
放課後支援・療育の場の充実 放課後や夏休み等における子どもの発達に必要な訓練や指導など療育的な事業として、放課後等デイサービスの充実を図ります。	① 障がい児の放課後支援の充実	障害福祉課 児童青少年課
	②放課後等デイサービスの質の向上	障害福祉課

第 2 部

第 6 期戸田市障がい福祉計画・
第 2 期戸田市障がい児福祉計画

第5章 障害福祉サービス等の充実（障がい福祉計画）

1 第6期計画のポイント

1 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するために、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が障害福祉サービスなどの必要な支援を受けながら、本人が望む地域生活や社会生活を送ることができるように、障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業等の提供体制の整備を進めます。

2 障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障がいの種別によらず、必要な人が必要な支援を受けられるように、障害福祉サービス等を一元的に提供していきます。また、発達障がい者、高次脳機能障がい者、難病患者が障害者総合支援法に基づく給付の対象になっていることについて、一層の周知を図ります。

3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、 就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

入所施設や精神科病院等から地域生活への移行の促進と、地域生活を継続するための支援の充実を図るとともに、障がい者の就労や職場定着を支援するために、サービス提供体制の整備と地域生活支援の拠点づくり、障がいのある方の自助グループ活動やボランティア活動等を含め、地域の社会資源を最大限に活用していきます。

4 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、引き続き、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、戸田市の地域特性や地域資源の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組めます。

5 障がい福祉人材の確保

障がいの重度化・障がい者の高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保していくことが大切です。そのためには、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等、関係者が協力して取り組んでまいります。

6 障がい者の社会参加を支える取組

障がい者の地域における社会参加を促進するためには、障がい者の多様なニーズを踏まえて支援していく必要があります。特に、障害者文化芸術活動推進法を踏まえ、障がい者が文化芸術を享受鑑賞し、創造や発表等の多様な活動に参加する機会を確保することなどを通じて、障がい者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図る機会を提供します。

また、読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律を踏まえ、視覚障がい者等の読書環境の整備を計画的に推進します。

2 第5期計画の実施状況

(1) 障害福祉サービス等の利用状況

(数値は年間を通じての月平均値、ただし令和2年度は実績等から推計した暫定値)

「人分」とは、一月あたりの利用人数をいいます。

「時間分」とは、一月あたりのサービス提供時間総数をいいます。

「人日分」とは、一月あたりの利用総日数をいいます。

①訪問系サービス

■訪問系介護給付

利用者数、利用日数とも、平成30年度、令和元年度には見込量を上回りましたが、令和2年度はやや減少しています。

	単位		平成30年度	令和元年度	令和2年度
居宅介護 重度訪問介護	人分	見込量	216	227	238
		実績値	233	231	219
同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	時間分	見込量	4,562	4,699	4,836
		実績値	5,119	5,184	4,836

②日中活動系サービス

■生活介護

利用者数、利用日数とも概ね横ばいで、見込量を下回っています。

	単位		平成30年度	令和元年度	令和2年度
生活介護	人分	見込量	149	157	165
		実績値	141	143	137
	人日分	見込量	2,694	2,833	2,972
		実績値	2,597	2,583	2,616

■自立訓練（機能訓練）

利用者数、利用日数とも、見込量を下回りました。

	単位		平成30年度	令和元年度	令和2年度
自立訓練（機能訓練）	人分	見込量	5	5	5
		実績値	2	3	1
	人日分	見込量	43	43	43
		実績値	20	32	2

■自立訓練（生活訓練）

利用者数、利用日数とも、令和2年度に増加して、見込量を上回りました。

	単位		平成30年度	令和元年度	令和2年度
自立訓練（生活訓練）	人分	見込量	3	3	3
		実績値	2	3	6
	人日分	見込量	47	47	47
		実績値	14	38	112

■就労移行支援

利用者数、利用日数ともおおむね横ばいで、見込量をやや下回りました。

	単位		平成30年度	令和元年度	令和2年度
就労移行支援	人分	見込量	30	32	33
		実績値	28	28	30
	人日分	見込量	480	512	528
		実績値	465	451	514

■就労継続支援（A型）

利用者数、利用日数とも増加傾向にあります。見込量をやや下回りました。

	単位		平成30年度	令和元年度	令和2年度
就労継続支援（A型）	人分	見込量	30	33	36
		実績値	27	29	31
	人日分	見込量	540	594	648
		実績値	508	535	603

■就労継続支援（B型）

利用者数、利用日数とも増加傾向にあり、利用者数は令和元年度、令和2年度には見込量を上回りました。

	単位		平成30年度	令和元年度	令和2年度
就労継続支援（B型）	人分	見込量	112	121	130
		実績値	110	122	138
	人日分	見込量	2,128	2,299	2,470
		実績値	1,978	2,083	2,405

■就労定着支援

利用者数は増加傾向にあり、見込量を上回っています。

	単位		平成30年度	令和元年度	令和2年度
就労定着支援	人分	見込量	1	1	1
		実績値	3	5	7

■療養介護

利用者数は横ばいで、ほぼ見込量通りでした。

	単位		平成30年度	令和元年度	令和2年度
療養介護	人分	見込量	12	12	12
		実績値	12	12	11

■短期入所（ショートステイ：福祉型）

利用者数、利用日数とも、平成30年度、令和元年度には見込量を上回りましたが、令和2年度には減少して見込量を下回りました。

	単位		平成30年度	令和元年度	令和2年度
短期入所（ショートステイ：福祉型）	人分	見込量	52	53	54
		実績値	62	66	50
	人日分	見込量	224	224	224
		実績値	266	286	212

■短期入所（ショートステイ：医療型）

利用者数は横ばいで、ほぼ見込量通りでしたが、利用日数については、見込量を下回りました。

	単位		平成30年度	令和元年度	令和2年度
短期入所（ショートステイ：医療型）	人分	見込量	4	4	4
		実績値	3	4	3
	人日分	見込量	21	21	21
		実績値	15	19	12

③居住系サービス

■共同生活援助

利用者数は増加傾向にあり、見込量を上回りました。

	単位		平成30年度	令和元年度	令和2年度
共同生活援助	人分	見込量	71	77	83
		実績値	74	82	93

■施設入所支援

利用者数は横ばいで、見込量を下回りました。

	単位		平成30年度	令和元年度	令和2年度
施設入所支援	人分	見込量	55	56	57
		実績値	52	50	50

④相談支援（計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援）

■計画相談支援

利用者数は増加傾向にあり、見込量を上回りました。

	単位		平成30年度	令和元年度	令和2年度
計画相談支援	人分	見込量	128	141	154
		実績値	141	157	171

■地域移行支援

利用者数は各年度1名で、見込量を下回りました。

	単位		平成30年度	令和元年度	令和2年度
地域移行支援	人分	見込量	2	3	4
		実績値	1	1	1

■地域定着支援

利用実績はありませんでした。

	単位		平成30年度	令和元年度	令和2年度
地域定着支援	人分	見込量	1	2	3
		実績値	0	0	0

■自立生活援助

利用実績はありませんでした（平成30年4月から開始されたサービスです）。

	単位		平成30年度	令和元年度	令和2年度
自立生活援助	人分	見込量	1	1	1
		実績値	0	0	0

(2) 地域生活支援事業の利用状況

(数値は年間を通じての月平均値、ただし令和2年度は実績等から推計した暫定値)

①理解促進研修・啓発事業

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
理解促進研修・啓発事業	見込量	実施	実施	実施
	実績値	実施	実施	実施

②自発的活動支援事業

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
自発的活動支援事業	見込量	実施	実施	実施
	実績値	実施	実施	実施

③相談支援事業

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
障害者相談支援事業（箇所）	見込量	3	3	3
	実績値	3	3	3
市町村相談支援機能強化事業	見込量	実施	実施	実施
	実績値	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業 （居住サポート事業）	見込量	実施	実施	実施
	実績値	実施	実施	実施

④成年後見制度利用支援事業

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
成年後見制度利用支援事業（人分）	見込量	2	3	4
	実績値	6	6	6

⑤成年後見制度法人後見支援事業

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
成年後見制度法人後見支援事業	見込量	実施	実施	実施
	実績値	実施	実施	実施

⑥意思疎通支援事業

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
手話通訳者・ 要約筆記者派遣事業（件）	見込量	558	571	584
	実績値	574	690	516
手話通訳者設置事業（人）	見込量	1	1	1
	実績値	1	1	1

⑦日常生活用具給付等事業（年間総数）

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
介護・訓練支援用具（件）	見込量	4	4	4
	実績値	6	2	2
自立生活支援用具（件）	見込量	19	20	21
	実績値	11	16	12
在宅療養等支援用具（件）	見込量	22	26	30
	実績値	5	7	18
情報・意思疎通支援用具（件）	見込量	18	18	18
	実績値	15	11	10
排せつ管理支援用具（件）	見込量	1,947	1,947	1,947
	実績値	1,823	1,947	1,877
居宅生活動作補助用具（住宅改修費） （件）	見込量	2	2	2
	実績値	3	4	2

⑧手話奉仕員養成研修事業

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
手話奉仕員養成研修事業（人）	見込量	31	31	31
	実績値	38	23	20

⑨移動支援事業

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
移動支援事業 （月平均）	人分	見込量	227	227
		実績値	249	255
	時間分	見込量	4,200	4,200
		実績値	3,958	3,977

⑩地域活動支援センター事業

			平成30年度	令和元年度	令和2年度
地域活動支援センター事業	箇所	見込量	3	3	3
		実績値	6	5	6
	人分	見込量	644	644	644
		実績値	56	57	59

⑪任意事業

			平成30年度	令和元年度	令和2年度
日中一時支援事業（件）	見込量	528	528	528	
	実績値	715	814	700	
訪問入浴サービス（回）	見込量	576	576	576	
	実績値	658	793	732	
食事サービス（回）	見込量	863	863	863	
	実績値	762	864	744	
緊急時連絡システム（人分）	見込量	12	12	12	
	実績値	6	5	7	
自動車運転免許取得費助成（件）	見込量	6	6	6	
	実績値	1	1	2	
自動車改造費助成（件）	見込量	5	5	5	
	実績値	3	1	2	
介護者用自動車改造費助成（件）	見込量	5	5	5	
	実績値	0	5	2	
福祉タクシー利用券交付（人分）	見込量	904	904	904	
	実績値	796	814	856	
福祉ガソリン利用券交付（人分）	見込量	691	691	691	
	実績値	651	661	681	
紙おむつ支給（枚）	見込量	181,890	184,190	186,490	
	実績値	179,305	198,124	201,994	
更生訓練費給付事業（人分）	見込量	50	52	54	
	実績値	41	44	40	

3 成果目標・活動指標

地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、必要な障害福祉サービス等の提供体制の確保に関して、令和5年度を目標年度とする成果目標を設定します（障がい児福祉計画の成果目標は第6章参照）。また、成果目標を達成するために必要なサービスの見込量等を活動指標として設定します。

成果目標

- 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
- 4 福祉施設から一般就労への移行等
- 5 相談支援体制の充実・強化等
- 6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

成果目標1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針では、令和5年度末時点で、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することとされています。また、令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することとされています。

埼玉県では、地域移行者数は国と同様6%以上としていますが、入所待機者は年々増加しており、特に強度行動障害や重度の重複障害などにより地域生活に支援が必要な方が多数入所待ちをしている状況にあることから、施設入所者の削減数の数値目標は設定しないこととしています。

このため、戸田市でも、地域移行者数の目標のみ設定することとし、令和5年度末までの地域生活への移行者数の目標を3人とします。

●令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行

令和元年度末時点の施設入所者数	50人
【成果目標】 令和5年度末までの地域生活への移行者数	3人 (上記の6%)

●活動指標

- ・生活介護の利用者数、利用日数
- ・自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用者数、利用日数
- ・就労移行支援の利用者数、利用日数
- ・就労継続支援（A型・B型）の利用者数、利用日数
- ・短期入所（福祉型、医療型）の利用者数、利用日数
- ・共同生活援助の利用者数
- ・地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）の利用者数
- ・施設入所支援の利用者数

成果目標2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針で定める数値目標については、埼玉県が設定します。戸田市では精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築のための協議の場として、戸田市障害者施策推進協議会を設定し、協議してまいります。

●活動指標

- ・自立訓練（生活訓練）の利用者数、利用日数
- ・就労移行支援の利用者数、利用日数
- ・就労継続支援（A型・B型）の利用者数、利用日数
- ・短期入所（福祉型、医療型）の利用者数、利用日数
- ・共同生活援助の利用者数
- ・地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）の利用者数

成果目標3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域生活支援拠点等とは、障がいの重度化・障がい者の高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のことです。グループホームや障害者支援施設に複数の機能を付加した拠点（多機能拠点整備型）と地域における複数の機関が分担して機能を担う体制（面的整備型）があります。

国の基本指針では、令和5年度末までの間、各市町村または各圏域に一つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することとされています。

埼玉県でも国の基本指針のとおり設定することとしていますが、戸田市では、面的整備型の体制整備を目標に設定し、年1回以上、運用状況を検証、検討します。

●戸田市における地域生活支援拠点等の整備

【成果目標】 令和5年度末の戸田市における地域生活支援拠点の体制整備	実施（面的整備型）
---------------------------------------	-----------

成果目標4 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針では、令和5年度中に、令和元年度実績の1.27倍以上の一般就労への移行実績を達成することとされています。そのうち就労移行支援については、一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、令和5年度中に、令和元年度実績の1.30倍以上の移行実績を達成することとされています。就労継続支援A型及び就労継続支援B型については、それぞれ令和5年度中に、令和元年度実績の概ね1.26倍以上、1.23倍以上を目指すこととされています。

就労定着支援事業の利用者数については、令和5年度に就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することとしています。また、就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上にすることとされています。

埼玉県でも国の基本指針のとおり設定することとしています。戸田市では一般就労への移行の一層の推進を図るために国の基準より上乘せして設定し、令和5年度の一般就労への移行者数を20人、就労移行支援事業利用者の移行者数を16人、就労継続支援事業（A型）利用者の移行者数を1人、就労継続支援事業（B型）利用者の移行者数を3人と設定します。

また、令和5年度に一般就労に移行する者のうち就労定着支援事業を利用する者の割合を7割以上、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所の割合を7割以上と設定します。

①一般就労への移行者数

令和元年度の一般就労への移行実績	14人
【成果目標】 令和5年度の一般就労への移行者数	20人

②一般就労移行者のうち就労移行支援事業の利用者数

令和元年度末における就労移行支援事業利用者の移行者数	12人
【成果目標】 令和5年度末における就労移行支援事業利用者の移行者数	16人

③一般就労移行者のうち就労継続支援事業（A型）の利用者数

令和元年度末における就労継続支援事業（A型）利用者の移行者数	0人
【成果目標】 令和5年度末における就労継続支援事業（A型）利用者の移行者数	1人

④一般就労移行者のうち就労継続支援事業（B型）の利用者数

令和元年度末における就労継続支援事業（B型）利用者の移行者数	2人
【成果目標】 令和5年度末における就労継続支援事業（B型）利用者の移行者数	3人

⑤一般就労移行者のうち就労定着支援事業の利用者数

【成果目標】 令和5年度に一般就労に移行する者のうち就労定着支援事業を利用する者の割合。	7割以上
---	------

⑥令和5年度の就労定着支援事業の就労定着率

【成果目標】 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所の割合。	7割以上
---	------

●活動指標

- ・ 就労移行支援の利用者、利用日数
- ・ 就労移行支援事業等から一般就労への移行者数（就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型）

成果目標5 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針では、令和5年度末までに、各市町村または各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することとされています。

埼玉県でも国の基本指針のとおり設定することとしているため、戸田市でも、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保を目標とし、戸田市として基幹相談支援センターの設置を進めていきます。

●相談支援体制の充実・強化等

【成果目標】 総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の 相談支援体制の強化を実施する体制を確保	実施
--	----

成果目標6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の基本指針では、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供するために、令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することとされています。

埼玉県でも国の基本指針のとおり設定することとしているため、戸田市でも、協議会等で利用状況の把握・検証に努め、フィードバックを行い、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを目標とします。

●障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【成果目標】 障害福祉サービス等の質を向上させるため の取組に関する事項を実施する体制の構築	実施
---	----

4 障害福祉サービス等の必要量の見込み

1 訪問系サービス

◆サービスの内容と見込量

①居宅介護

居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。

②重度訪問介護

重度の障がい者で常に介護を必要とする方に、居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行います。

③同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出時において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障がい者等が外出する際に必要な援助を行います。

④行動援護

行動上著しい困難を有し、常時介護を要する障がい者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、その他行動する際に必要な援助を行います。

⑤重度障害者等包括支援

重度の障がい者等に対し、居宅介護、同行援護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助を包括的に提供します。

●見込量算出の考え方

令和2年度には利用がやや減少しましたが、ニーズの増大等のため、第6期には増加に転ずるものと見込んでいます。

●サービス見込量

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	人分	239	247	255
重度訪問介護				
同行援護	時間分	5,341	5,498	5,655
行動援護				
重度障害者等包括支援				

◆見込量確保のための方策

必要なサービス提供量を確保するために、サービス提供事業者等との連携を通じて、より効率的なサービス提供体制の整備を図ります。

2 日中活動系サービス

◆サービスの内容と見込量

①生活介護

障害者支援施設等において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他必要な援助を要する障がい者であって、常時介護を要するものにつき、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行います。

●見込量算出の考え方

第5期には利用は概ね横ばいで推移しましたが、第6期にはやや増加するものと見込んでいます。

●サービス見込量

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人分	145	147	149
	人日分	2,626	2,635	2,645

②自立訓練（機能訓練）

身体障がい者又は難病等対象者につき、障害者支援施設若しくはサービス事業所に通わせ、当該障害者支援施設若しくはサービス事業所において、又は当該障がい者の居宅を訪問することによって、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

●見込量算出の考え方

令和2年度には利用が減少しましたが、第6期には令和元年度程度の水準で推移するものと見込んでいます。

●サービス見込量

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立訓練（機能訓練）	人分	3	3	3
	人日分	31	31	31

③自立訓練（生活訓練）

知的障がい又は精神障がいを有する障がい者につき、障害者支援施設若しくはサービス事業所に通わせ、当該障害者支援施設若しくはサービス事業所において、又は当該障がい者の居宅を訪問することによって、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な支援を行います。

●見込量算出の考え方

令和2年度に利用が増加したことから、第6期にも引き続き増加するものと見込んでいます。

●サービス見込量

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立訓練（生活訓練）	人分	8	10	12
	人日分	152	190	228

④就労移行支援

就労を希望する65歳未満の障がい者であって、企業等に雇用されることが可能と見込まれる方につき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談、その他の必要な支援を行います。

●見込量算出の考え方

第5期には利用は概ね横ばいで推移しましたが、第6期にはやや増加するものと見込んでいます。

●サービス見込量

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労移行支援	人分	31	32	33
	人日分	539	563	588

⑤就労継続支援（A型）

企業等に就労することが困難な障がい者につき、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の対象者に対し、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

●見込量算出の考え方

第5期には利用は増加傾向で推移しましたが、第6期にも引き続き増加するものと見込んでいます。

●サービス見込量

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労継続支援（A型）	人分	33	35	37
	人日分	651	698	746

⑥就労継続支援（B型）

企業等に雇用されることが困難な障がい者のうち、企業等に雇用されていた障がい者であって、その年齢、心身の状態その他の事情により、引き続き当該企業等に雇用されることが困難となった方、就労移行支援によっても企業等に雇用されるに至らなかった方、その他の企業等に雇用されることが困難な方につき、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

●見込量算出の考え方

第5期には利用は増加傾向で推移しましたが、第6期にも引き続き増加するものと見込んでいます。

●サービス見込量

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労継続支援（B型）	人分	152	166	180
	人日分	2,619	2,832	3,046

⑦就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方を対象に、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、企業・自宅等への訪問や障がい者の来所により、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行います。

●見込量算出の考え方

第5期には利用は増加傾向で推移しましたが、第6期にも引き続き増加するものと見込んでいます。

●サービス見込量

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労定着支援	人分	9	11	13

⑧療養介護

病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要する障がい者であって常時介護を要するものにつき、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行います。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供します。

●見込量算出の考え方

第5期には利用は概ね横ばいで推移しましたが、第6期も引き続き横ばいで推移するものと見込んでいます。

●サービス見込量

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
療養介護	人分	12	12	12

⑨短期入所（ショートステイ：福祉型）

居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、宿泊を伴う短期間の入所を必要とする障がい者等につき、短期間入所をさせ、入浴、排せつ及び食事その他の必要な介護を行います。福祉型は障害者支援施設等で実施するものです。

●見込量算出の考え方

令和2年度には利用が減少しましたが、第6期には増加に転ずるものと見込んでいます。

●サービス見込量

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
短期入所（ショートステイ：福祉型）	人分	71	76	81
	人日分	310	333	357

⑩短期入所（ショートステイ：医療型）

居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、宿泊を伴う短期間の入所を必要とする障がい者等につき、短期間入所をさせ、入浴、排せつ及び食事その他の必要な介護を行います。医療型は病院・診療所・介護老人保健施設で実施するものです。

●見込量算出の考え方

第5期には利用は概ね横ばいで推移しましたが、第6期も引き続き横ばいで推移するものと見込んでいます。

●サービス見込量

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
短期入所（ショート ステイ：医療型）	人分	4	4	4
	人日分	19	19	19

◆見込量確保のための方策

特別支援学校の卒業見込者等の新規利用者のニーズを適切に把握し、利用者や利用時間数の増加が見込まれるサービスを中心に、新規事業者の参入を促進するなど、提供体制の充実を図ります。

3 居住系サービス

◆サービスの内容と見込量

①共同生活援助（グループホーム）

共同生活を営むべき住居に入居している障がい者につき、主として夜間において、共同生活住居において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、関係機関との連絡、その他の必要な日常生活上の援助を行います。平成30年4月から、障がいの重度化・障がい者の高齢化に対応するための新たな類型として、日中サービス支援型共同生活援助が創設されました。

●見込量算出の考え方

第5期には利用は増加傾向で推移しましたが、第6期にも引き続き増加するものと見込んでいます。

●サービス見込量

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助 (グループホーム)	人分	103	113	123
うち日中サービス 支援型	人分	12	14	16

②施設入所支援

施設に入所する障がい者につき、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

●見込量算出の考え方

第5期には利用は概ね横ばいで推移しましたが、第6期にはやや増加するものと見込んでいます。

●サービス見込量

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設入所支援	人分	52	53	54

◆見込量確保のための方策

障がい者の地域移行を促進する視点から、地域における居住の場としての共同生活援助（グループホーム）の整備の促進を図ります。

4 相談支援

◆サービスの内容と見込量

①計画相談支援

サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障がい者の自立した生活のため、障がい者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するものです。

●見込量算出の考え方

第5期には利用は増加傾向で推移しましたが、第6期にも引き続き増加するものと見込んでいます。

●サービス見込量

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人分	186	201	216

②地域移行支援

入所施設や精神科病院等からの退所・退院にあたって支援を要する方に対し、入所施設や精神科病院等における地域移行の取り組みと連携しつつ、地域移行に向けた支援を行うものです。

●見込量算出の考え方

第5期には利用は少数にとどまりましたが、第6期にはやや増加するものと見込んでいます。

●サービス見込量

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域移行支援	人分	2	3	4

③地域定着支援

入所施設や精神科病院等から退所・退院した方、家族との同居から一人暮らしに移行した方、地域生活が不安定な方等に対し、地域生活を継続していくための支援を行うものです。

●見込量算出の考え方

第5期には利用はありませんでしたが、第6期には各年度1人の利用を見込んでいます。

●サービス見込量

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域定着支援	人分	1	1	1

④自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する方等を対象に、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力、生活力等を補う観点から支援を行います。

●見込量算出の考え方

第5期には利用はありませんでしたが、第6期には各年度1人の利用を見込んでいます。

●サービス見込量

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	人分	1	1	1

5 自立支援医療

◆サービスの内容

自立支援医療制度は、心身の障がい除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。

●対象者

- ・精神通院医療：精神保健福祉法第5条に規定する統合失調症などの精神疾患を有する方で、通院による精神医療を継続的に要する方
- ・更生医療：身体障害者福祉法に基づき身体障害者手帳の交付を受けた方で、その障がい除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる方（18歳以上）
- ・育成医療：身体に障がい有する児童で、その障がい除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる方（18歳未満）

6 補装具

◆サービスの内容

障がい者が日常生活を送る上で必要な移動等の確保や、就労場面における能率の向上を図ること及び障がい児が将来、社会人として独立自活するための素地を育成・助長することを目的として、身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完・代替する用具のことで、その費用の一部を公費で支給します。

7 地域生活支援事業

◆サービスの内容と見込量【必須事業】

①理解促進研修・啓発事業

障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民等へ働きかけます。

●サービス見込量

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	実施	実施	実施

②自発的活動支援事業

障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援します。

●サービス見込量

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
自発的活動支援事業	実施の有無	実施	実施	実施

③相談支援事業

i) 障害者相談支援事業

障がい者等の福祉に関する各般の問題につき、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障がい者等の権利擁護のために必要な援助（相談支援事業）を行います。

また、こうした相談支援事業を効果的に実施するために、地域において障がい者等を支えるネットワークの構築が不可欠であることから、相談支援事業を実施するにあたって、地域自立支援協議会を開催し、中立・公平な相談支援事業の実施のほか、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等を推進します。

ii) 市町村相談支援機能強化事業

市町村における相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を市町村等に配置すること等により、相談支援機能の強化を図ります。

iii) 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者等に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等へ相談・助言します。

●サービス見込量

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者相談支援事業	箇所	3	3	3
市町村相談支援機能強化事業	実施の有無	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	実施の有無	実施	実施	実施

④成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、権利擁護を図るため、成年後見制度の利用を支援します。

●サービス見込量

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	人分	6	6	6

⑤成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

●サービス見込量

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	実施	実施	実施

⑥意思疎通支援事業

i) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳、要約筆記等の方法により、障がい者等とその他の者の意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行います。

ii) 手話通訳者設置事業

手話通訳者を市役所に設置し、庁舎内の各種業務において、聴覚障がい者等とのコミュニケーションが必要な場合に手話を用いてその仲介を行います。

●サービス見込量

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	利用件数	775	859	944
手話通訳者設置事業	設置者数	1	1	1

⑦日常生活用具給付等事業

障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与すること等により、日常生活の便宜を図ります。

●サービス見込量

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	件数	6	6	6
自立生活支援用具	件数	15	15	15
在宅療養等支援用具	件数	9	9	9
情報・意思疎通支援用具	件数	12	12	12
排せつ管理支援用具	件数	2,032	2,117	2,202
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件数	3	3	3

⑧手話奉仕員養成研修事業

意思疎通を図ることに支障がある障がい者等が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように手話奉仕員を養成します。

●サービス見込量

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成研修事業	修了者数 (登録者数)	30	30	30

⑨移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促します。

●サービス見込量

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	人分	255	255	255
	時間分	4,022	4,022	4,022

⑩地域活動支援センター事業

障がい者等の日中活動の場として、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化し、もって障がい者等の地域生活支援の促進を図ります。

●サービス見込量

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター事業	箇所	7	7	7
	人分	60	61	62

◆サービスの内容と見込量【任意事業】

①日中一時支援

障がい者等の日中活動の場を提供するとともに、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を促進します。

●サービス見込量

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援	延利用件数	915	1,015	1,115

②訪問入浴サービス

自宅での入浴が困難な障がい者等に、事業者を自宅に派遣して入浴サービスを提供します。

●サービス見込量

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴サービス	延利用回数	793	793	793

③食事サービス

障がいにより定期的な食事の確保が困難な方に、業者が1日1回、午前中に食事を配達し、併せて利用者の安否を確認します。

●サービス見込量

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
食事サービス	延利用回数	841	841	841

④緊急時連絡システム

一人暮らしなどの重度障がい者及び同様の状態にある方の安全確保と不安解消のために、緊急発信ができる電話機及びペンダント型発信機を貸与します。

●サービス見込量

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
緊急時連絡システム	人分	7	7	7

⑤自動車運転免許取得費助成

自動車運転免許の取得により、障がい者の社会参加の促進が見込まれる場合、免許取得費用を助成します。

●サービス見込量

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
自動車運転免許取得費助成	利用件数	2	2	2

⑥自動車改造費助成

障がい者自らが所有、運転する自動車のブレーキ、アクセル等を改造する場合に費用の助成をします。

●サービス見込量

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
自動車改造費助成	利用件数	2	2	2

⑦介護者用自動車改造費助成

自動車を自ら運転することができない在宅の障がい者の移動や乗降、乗車中の安定した姿勢の保持及び介護の軽減のために、障がい者及び障がい者と生計を同じくする市内居住者が、所有する自動車を改造、または新たに自動車を購入する場合、費用の助成をします。

●サービス見込量

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護者用自動車改造費助成	利用件数	3	3	3

⑧福祉タクシー利用券及び福祉ガソリン券交付

重度の障がい者に、基本料金額相当の福祉タクシー利用券、または、燃料の購入額2,000円相当のガソリン利用券を交付します。

●サービス見込量

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
福祉タクシー利用券交付	人分	886	916	946
福祉ガソリン利用券交付	人分	696	711	726

⑨紙おむつ支給

障がいにより自力で排せつ処理の困難な満3歳から65歳未満の方（身体障害者手帳1・2級、療育手帳④・A）、または介護保険法で規定する第2号被保険者で、常時紙おむつ等が必要な方に対し、業者が月に1回、紙おむつなどを配達します。

●サービス見込量

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
紙おむつ支給	延利用枚数 (枚)	211,873	225,622	239,371

⑩更生訓練費支給

就労移行支援または自立訓練を利用している方に、更生訓練費を支給します。

●サービス見込量

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
更生訓練費支給	人分	46	48	50

◆見込量確保のための方策

戸田市の実情に応じた柔軟なサービス提供を行うために、内容・体制の充実を図っていきます。

第6章 障がい児支援の充実（障がい児福祉計画）

1 第2期計画のポイント

● 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児支援を行うに当たっては、障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援することが必要です。このため、障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図ることにより、地域支援体制の構築を図ります。

また、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

さらに、障がい児が障がい児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

加えて、人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児（医療的ケア児）が保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築します。

2 第1期計画の実施状況

（数値は年間を通じての月平均値、ただし令和2年度は実績等から推計した暫定値）

■児童発達支援

利用者数、利用日数とも増加傾向にあり、利用者数は見込量を上回りましたが、利用日数は令和元年度、令和2年度には見込量を下回っています。

	単位		平成30年度	令和元年度	令和2年度
児童発達支援	人分	見込量	74	83	92
		実績値	91	102	114
	人日分	見込量	962	1,079	1,196
		実績値	991	1,039	1,145

■医療型児童発達支援

利用者数、利用日数とも、見込量を下回りましたが、利用日数は増加傾向にあります。

	単位		平成30年度	令和元年度	令和2年度
医療型児童発達支援	人分	見込量	3	3	3
		実績値	2	2	2
	人日分	見込量	25	25	25
		実績値	16	18	21

■放課後等デイサービス

利用者数、利用日数とも増加傾向にあり、見込量を上回っています。

	単位		平成30年度	令和元年度	令和2年度
放課後等デイサービス	人分	見込量	143	153	163
		実績値	172	205	216
	人日分	見込量	1,931	2,066	2,201
		実績値	2,209	2,466	2,622

■保育所等訪問支援

利用者数、利用日数とも増加傾向にあり、見込量を上回っています。

	単位		平成30年度	令和元年度	令和2年度
保育所等訪問支援	人分	見込量	5	5	5
		実績値	10	12	13
	人日分	見込量	5	5	5
		実績値	10	12	13

■居宅訪問型児童発達支援

利用者数、利用日数とも、少数にとどまっています。

	単位		平成30年度	令和元年度	令和2年度
居宅訪問型児童発達支援	人分	見込量	1	1	1
		実績値	0	1	1
	人日分	見込量	4	4	4
		実績値	0	2	2

■障害児相談支援

利用者数は増加傾向にあり、見込量を上回っています。

	単位		平成30年度	令和元年度	令和2年度
障害児相談支援	人分	見込量	67	73	79
		実績値	93	107	115

■医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

配置数は増加傾向にあり、見込量を上回っています。

	単位		平成30年度	令和元年度	令和2年度
医療的ケア児に対する 関連分野の支援を調整 するコーディネーター の配置	人	見込量	1	1	1
		実績値	3	5	5

3 成果目標・活動指標

障がい児支援の提供体制の確保に関して、令和5年度を目標年度とする成果目標を設定します（障がい福祉計画の成果目標は前述）。また、成果目標を達成するために必要なサービスの見込量等を活動指標として設定します。戸田市では平成30年度～令和2年度の期間中に既に達成していますが、令和5年度までにさらなる充実に向け取り組んでいきます。

成果目標

- 1 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実
- 2 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保
- 3 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

成果目標1 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

国の基本指針では、児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置するとともに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することとされています。

埼玉県でも国の基本指針のとおり設定することとしていますが、戸田市では既にあすなろ学園が児童発達支援センターとして運営されており、市内には保育所等訪問支援を提供する事業所もあるため、引き続きこれらの事業所の取り組みの充実を図っていきます。

成果目標2 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

国の基本指針では、重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することとされています。

埼玉県でも国の基本指針のとおり設定することとしていますが、戸田市では既にいずれも1か所以上確保されており、引き続きニーズに対応した取組を図っていきます。

●主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

【成果目標】 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を1か所以上設置	1か所（達成）
【成果目標】 主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所を1か所以上設置	1か所（達成）

成果目標3 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

及びコーディネーターの配置

国の基本指針では、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和5年度末までに、各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することとされています。

埼玉県でも国の基本指針のとおり設定することとしていますが、戸田市では既に関係機関の協議の場を設置しており、医療的ケア児等に関するコーディネーターも配置していることから、引き続き取組の推進を図っていきます。

●医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

【成果目標】 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	設置済
【成果目標】 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	配置済

●活動指標

- ・児童発達支援センターの設置
- ・重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数及び放課後等デイサービス事業所の確保
- ・関係機関等が連携を図るための協議の実施

4 障がい児支援の必要量の見込み

◆サービスの内容と見込量

①児童発達支援

障がい児等に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。

●見込量算出の考え方

第5期には利用は増加傾向で推移しましたが、第6期にも引き続き増加するものと見込んでいます。

●サービス見込量

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人分	126	137	149
	人日分	1,222	1,299	1,376

②医療型児童発達支援

障がい児等に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。医療型児童発達支援では、併せて治療も行います。

●見込量算出の考え方

第5期には利用者数は横ばい、利用日数はやや増加しましたが、第6期にはいずれも横ばいで推移するものと見込んでいます。

●サービス見込量

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療型児童発達支援	人分	2	2	2
	人日分	21	21	21

③放課後等デイサービス

就学している障がい児等に、授業の終了後または休業日に児童発達支援センター等の施設で、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。

●見込量算出の考え方

第5期には利用は増加傾向で推移しましたが、第6期にも引き続き増加するものと見込んでいます。

●サービス見込量

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
放課後等デイサービス	人分	238	260	282
	人日分	2,829	3,035	3,242

④保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、保育所等に通う障がい児に、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

●見込量算出の考え方

第5期には利用は増加傾向で推移しましたが、第6期にも引き続き増加するものと見込んでいます。

●サービス見込量

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所等訪問支援	人分	13	14	15
	人日分	52	56	60

⑤居宅訪問型児童発達支援

障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

●見込量算出の考え方

第5期には利用は少数にとどまりましたが、第6期には一定の利用があるものと見込んでいます。

●サービス見込量

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅訪問型児童発達支援	人分	2	2	2
	人日分	4	4	4

⑥障害児相談支援

指定障害児相談支援事業所は、障害児通所支援を利用する障がい児を対象に、サービスの内容等を定めた障害児支援利用計画案を作成し、支給決定が行われた後に、当該支給決定等の内容を反映した障害児支援利用計画の作成を行います。

●見込量算出の考え方

第5期には利用は増加傾向で推移しましたが、第6期にも引き続き増加するものと見込んでいます。

●サービス見込量

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児相談支援	人分	126	137	148

⑦医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等を配置します。

●見込量算出の考え方

第6期も引き続き現状の5人を見込んでいます。

●サービス見込量

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
配置人数	人	5	5	5

◆見込量確保のための方策

戸田市の障がい児支援の実情に応じた柔軟なサービス提供を行うために、内容・体制の充実を図っていきます。

第7章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

(1) 推進体制の充実

計画の推進にあたっては、庁内関係部局や国・県の関係行政機関との連携を強化します。「戸田市障害者施策推進協議会」及び「戸田市地域自立支援協議会」において、相談支援、虐待防止を含む権利擁護、就労支援などの様々な課題について、連絡・調整、政策検討を行うとともに、本計画の推進状況の評価を行い、市、相談支援事業者、サービス事業者、さらには雇用分野、教育分野などの関係者によるネットワークを活用し、計画の推進を図ります。

(2) 適切な「支給決定」の実施

障害者総合支援法に基づく自立支援給付を利用するには、「支給決定」（サービス受給者証の発行）を受けることが必要ですが、18歳以上の方については、その前に障害支援区分認定に係る調査を受け、審査会の判定に基づく、市からの「障害支援区分の認定」（非該当、区分1～6の6段階）を受ける仕組みが障害者総合支援法に定められています。

こうしたサービス利用の仕組みについて、市内の障がい者や家族などへの周知に努めるとともに、区分認定調査員や審査会委員などの知識・技術の向上を図り、正確・公平な障害支援区分の認定と、障がい者が必要とするサービスを受けることができるよう、適切な支給決定に努めていきます。

(3) サービスの質の向上と人材確保への支援の強化

サービスの質の向上を図るため、県、その他関係機関と連携しながら、事業所に対して適切な指導・助言を行い、また、従事者の確保に向けて、障がい福祉分野での就職を希望する市民への情報提供を図るとともに、市内の従事者が、新しい知識や技術を習得し、スキルアップを図れるよう、研修受講の支援や、従事者同士の情報交換・共有の促進に努めます。

2 計画の評価と見直し

(1) PDCAサイクルによる評価と見直し

基本指針においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講ずること（PDCAサイクル）とされています。

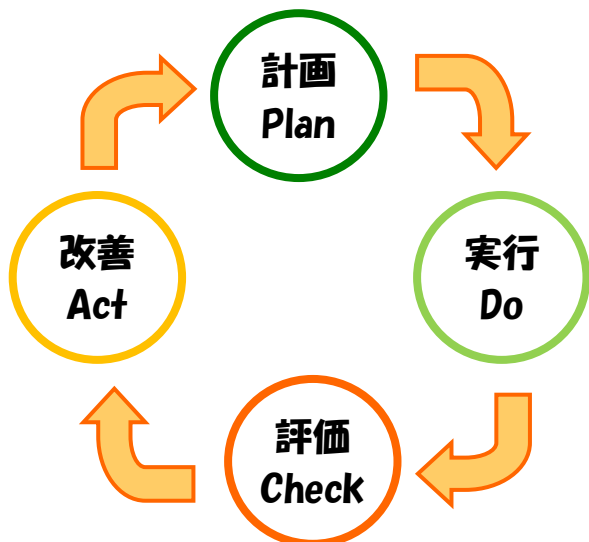
「PDCAサイクル」とは、様々な分野・領域における品質管理や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画（Plan）」、「実行（Do）」、「評価（Check）」、「改善（Act）」のプロセスを順に実施していくものです。業務を進めていく上で、計画を立て、それを実行し、結果を評価した後、改善して次のステップへとつなげていく過程は、業務の質を高めていく上で重要となります。

(2) 計画におけるPDCAサイクル

基本指針を踏まえ、計画におけるPDCAサイクルのプロセスは、以下のとおりとします。

- 成果目標及び活動指標については、少なくとも1年に1回その実績を把握し、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として、分析・評価を行い、必要があると認めるときには、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じます。
- 中間評価の際には、戸田市障害者施策推進協議会や戸田市地域自立支援協議会等の意見を聴くとともに、その結果を公表します。

■PDCAサイクルのイメージ



計画(Plan)	目標を設定し、目標達成に向けた活動を立案する
実行(Do)	計画に基づき活動を実行する
評価(Check)	活動を実施した結果を把握・分析し、考察する（学ぶ）
改善(Act)	考察に基づき、計画の目標、活動などを見直しする

